

第四百十回 参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会会議録第二号

平成九年六月二日(月曜日)
午後零時八分開会

委員の異動

五月十一日
委員嶋崎均君は逝去された。

補欠選任

五月二十九日
上杉 光弘君
補欠選任
筆坂 秀世君
笠井 亮君

辞任

五月三十日
上杉 光弘君
筆坂 秀世君
笠井 亮君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
遠藤 要君

委員

片山虎之助君
倉田 寛之君
永田 良雄君
松谷蒼一郎君
今泉 昭君
広中和歌子君
清水 澄子君
齋藤 勲君
笠井 亮君
石川 弘君
狩野 安君
亀谷 博昭君
久世 公曉君
哲男君

事務局長

田中 久雄君

内閣審議官

白須 光美君

内閣審議官

島中誠二郎君

内閣審議官

梶山 静六君

内閣審議官

久保 亘君

内閣審議官

吉川 春子君

内閣審議官

佐藤 道夫君

内閣審議官

田村 公平君

内閣審議官

奥村 展三君

内閣審議官

山口 哲夫君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件
○金融監督庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)
○金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備
に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(遠藤要君) ただいまから行財政改革・
税制等に関する特別委員会を開会いたします。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっております。

その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員
長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(遠藤要君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に笠井亮君を指名いたします。

○委員長(遠藤要君) 金融監督庁設置法案及び金
融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に
関する法律案を一括して議題といたします。

まず、政府から両案について順次趣旨説明を聴
取いたします。梶山内閣官房長官。

○国務大臣(梶山静六君) 金融監督庁設置法案及
び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備
に関する法律案につきまして、その提案理由及び
内容の概要を御説明申し上げます。

初めに、金融監督庁設置法案について申し上げ
ます。

この法律案は、市場原理を基軸とした透明かつ
公正な金融行政への転換に資するための金融行政
機構改革の一環として、銀行業その他の金融業を
営む民間事業者等に対する検査その他の監督等を
専門的に行わせるため、総理府の外局として金融

監督庁を設置しようとするものであります。

金融監督庁は、預金者等を保護するとともに金
融及び有価証券の流通の円滑を図るため、銀行業
その他の金融業を営む民間事業者等の業務の適切
な運営または経営の健全性が確保されるようこれ
らの民間事業者等について検査その他の監督をす
るとともに、証券取引等の公正が確保されるよう
その監視をすることとしております。

次に、この法律案の内容の概要について御説明
申し上げます。

第一は、金融監督庁の所掌事務及び権限につい
てであります。

金融監督庁は、その任務を遂行するため、銀行
業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事
業者等の検査その他の監督を行うほか、預金保険
機構による資金援助に係る金融機関の合併等の適
格性の認定等を行うこととしております。

第二は、金融監督庁の長及び関係行政機関との
協力等についてであります。

金融監督庁の長は、金融監督庁長官とすること
としております。

また、金融監督庁長官は、所掌事務に関し、関
係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他
の必要な協力を求めることができることとしてお
ります。

さらに、金融監督庁長官と金融関連業者に対す
る検査を所掌する行政機関の長は、効率的な検査
の実施のため、意見の交換を図るとともに、それ
ぞれの求めに応じ、それぞれの職員に協力させる
ことができることとしております。

以上のほか、金融監督庁長官は、その任務を達
成するため、大蔵大臣に対し、金融制度等の企画
立案についての意見を述べることができるとは、
金融監督庁長官及び大蔵大臣は、相互に緊密な連
絡をとるものとしております。

第五号 平成九年一月二十一日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 茨城県猿島郡境町伏木二、七四五
ノ二一 二瓶仙吉 外一万五千九十九名

紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六号 平成九年一月二十一日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 長崎市江平三ノ一六ノ六 野村佳
宏 外一万五千九十九名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七号 平成九年一月二十一日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 京都市山科区小野莊司町五六ノ二
伊藤政夫 外一万五千九十九名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第八号 平成九年一月二十一日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 奈良県北葛城郡広陵町中一四〇
家郷幸枝 外一万五千九十九名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第九号 平成九年一月二十一日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市塚口本町七ノ六ノ五
吉浜功洋 外一万五千九十九名

紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第二〇号 平成九年一月二十一日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 大阪府西淀川区姫島二ノ二〇ノ六

紹介議員 永田順一 外一万五千九十九名
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第二一号 平成九年一月二十一日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 沖縄市松本二ノ一九ノ一 上間徹
治 外一万五千九十九名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第二二号 平成九年一月二十一日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 鹿児島県姶良郡姶良町西餅田三、
五二七ノ二 田中モトコ 外一万
五千九十九名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第二六号 平成九年一月二十二日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願(三連)
請願者 長野県松本市横田二ノ二三 鈴木
美幸 外九百九十六名

紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四八号 平成九年一月二十三日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 東京都東村山市萩山町一ノ三六ノ
二五 篠原一之 外九百九十九名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

二月七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、消費税の五%への増税中止に関する請願
(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)

第八五号 平成九年一月二十九日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 横浜市中区金沢区泥亀一ノ二八ノDノ
七〇八 川副英二、外五万六千三
百九十九名

紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第八六号 平成九年一月二十九日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 新潟県五泉市緑町三ノ一六 猪熊
未来 外五万六千六百九十三名

紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第八七号 平成九年一月二十九日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 大阪府豊中市東豊中町一ノ二三ノ
二五 吉田勇 外五万六千三百九
十九名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第八八号 平成九年一月二十九日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 茨城県つくば市大字明石三五〇ノ
三 平井隆 外五万六千三百九十
九名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

二月十四日日本委員会に左の案件が付託された。
一、消費税の五%への増税中止と消費税の廃止
に関する請願(第九六号)

一、消費税の五%への増税中止に関する請願
(第九七号)(第一二二号)

第九六号 平成九年一月三十一日受理
消費税の五%への増税中止と消費税の廃止に関す

る請願
請願者 山形県酒田市大字安田字高野二ノ
二 池田千賀子 外九百九十九名

紹介議員 須藤美也子君
政府は消費税率を平成九年四月から五%に引き上
げることとを閣議決定した。消費税は所得の低い人
ほど負担が重い不公平な税金で、税率三%でも年
間一世帯当たり十数万円、五%になれば十八万
三千円にもなる。しかも、与党や新進党、財界か
らは将来税率を十%以上に引き上げようという声
が上がり、今回の五%への税率引き上げを許せば、
今後の引き上げの突破口になるだけでなく、消費税
がある限り、政府が必要とすればいつでも税率の
引き上げがたくらまれることは明らかである。政府
は増税の理由を、「高齢化社会のため」というが、
高齢者対策には国庫に入った消費税の六・六%し
か使っていない。財政再建が必要だと言うが、
住専処理への税金投入、沖縄の基地移設費用に一
兆円、首都機能移転に十四兆円、軍事費には今後
五年間で二十五兆円と無駄遣いを拡大しようとし
ている。こうした無駄を省くことも、大企業優遇
の税財政制度を是正することもなく、この付けを
消費税として国民に回すことは許せない。ついて
は、次の事項について実現を図らねばならない。
一、消費税の五%への増税は中止すること。
二、当面食料品非課税を直ちに実施すること。
三、消費税は廃止すること。

第九七号 平成九年一月三十一日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 山形県酒田市新橋五ノ一〇ノ二四
後藤信雄 外六百七十七名

紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一二二号 平成九年二月四日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市塚口本町二ノ三〇ノ
一ノ四〇四 高橋典明 外千六百

第二九九号 平成九年二月二十四日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 静岡市古庄五四五ノ一四 芦沢宏

郎 外二千名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第三〇九号 平成九年二月二十五日受理

特別地方消費税の廃止に関する請願

請願者 岐阜県益田郡下呂町幸田一、二六

八 滝多賀男 外三千二百二十名

紹介議員 笠原 潤一君

特別地方消費税は、旅館・飲食店等における宿泊・飲食料金が一定金額（免税点、宿泊一万五千円・飲食七千五百円）を超えた場合に、その金額

に対して三%の税率（他に別枠で消費税三%）で課税し、旅館等の経営者である特別徴収義務者が料金と併せて徴収し、都道府県へ申告納入する税金である。平成八年度税制改正大綱において、特別地方消費税については、平成九年度の地方消費税の導入時期までにその在り方を抜本的に検討することとされたが、存続の場合は三重課税（消費税四%、地方消費税一%、特別地方消費税三%）となり、高い税率が課せられ、消費者とのトラブル、需要の減退など経営に大きな支障を来すことになる。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、特別地方消費税は廃止し、消費税のみの課税とすること。

第三一五号 平成九年二月二十五日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 埼玉県深谷市上柴町西五ノ六ノ七

西山十四子 外二千三百六十四名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第三一七号 平成九年二月二十五日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 長野県北安曇郡池田町大字池田

三、一七五ノ一 柳沢広子 外二

紹介議員 和田 洋子君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第三二七号 平成九年二月二十六日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 東京都豊島区千早三ノ三九ノ一三

ノ二〇一 富樫要 外四千五百六十六名

紹介議員 武田邦太郎君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第三三五号 平成九年二月二十六日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 福島県会津若松市一箕町八幡字滝

沢二ノ二 星博人 外千四百十五名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

請願者 兵庫県西宮市東山台二ノ一四ノ二

一五ノ三〇一 鎌田幸夫 外二百十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第三三二号 平成九年二月二十六日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 東京都豊島区千早三ノ三九ノ一三

ノ二〇一 富樫要 外四千五百六十六名

紹介議員 武田邦太郎君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第三三五号 平成九年二月二十六日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 福島県会津若松市一箕町八幡字滝

沢二ノ二 星博人 外千四百十五名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第三三六号 平成九年二月二十六日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡時津町野田郷四〇

〇ノ一三 濱里悟 外千九十九名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第三三七号 平成九年二月二十六日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 川崎市中原区小杉御殿町二ノ四七

ノ二ノ三〇四 牛口岩夫 外千九十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第三三八号 平成九年二月二十六日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 東京都江東区新大塚四ノ七ノ一

一ノ二〇一 小島守 外六十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

請願者 兵庫県多紀郡今田町今田三八 森

口熱 外千九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第三三九号 平成九年二月二十六日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 大阪府交野市郡津一ノ六五ノ二二

西中繁一 外千九十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第三三七号 平成九年二月二十七日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願（二通）

請願者 福岡県飯塚市大字横田四二ノ四

池田富男 外四千五百五十五名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

三月十四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税五%の中止等に関する請願（第四〇六号）

一、消費税の五%への増税中止に関する請願（第四〇七号）（第四一〇号）（第四一三三三）（第四二四四号）（第四二五五号）（第四二六六号）（第四二七七号）（第四二八八号）（第四三三四号）（第四三三五七号）（第四三七六号）（第四三七七号）（第四三八五号）

一、消費税増税反対、特別減税存続に関する請願（第四八八号）

一、消費税の五%への増税中止に関する請願（第四九〇号）

第四〇六号 平成九年二月二十八日受理

消費税五%の中止等に関する請願

請願者 東京都江東区新大塚四ノ七ノ一

一ノ二〇一 小島守 外六十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四一三三三 平成九年三月三日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 長野県北安曇郡池田町大字池田

三、一七五ノ一 柳沢広子 外二

紹介議員 和田 洋子君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

のため」と言うが、五%にすると増減税差引きで国民の九割が増税になる。また、「高齢化社会のため」や「介護制度充実のため」などの理由も、高齢化対策には国庫に入った消費税の四・四%しか使っていないのだから成り立たない。また、消費税は所得の低い人ほど負担が重い最も不公平な税金で、三%でも年間一世帯当たり十萬九千円、五%になれば十八萬三千円にもなる。そのうえ特別減税は本年度限りとなり二重の打撃となる。住専処理への税金投入をやめ、大企業優遇の税財政制度を是正し、軍事費や外国に比べ三割高といわれる公共事業費を削減すれば、財源は十分に確保できる。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、消費税の五%への増税は中止し、税率は上げないこと。

二、当面、食料品非課税を直ちに実施すること。

三、タクシー運賃は非課税とすること。

四、消費税は廃止すること。

第四〇七号 平成九年二月二十八日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 東京都大田区大森北三ノ二五ノ一

八 杉安久治 外千百十七名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四一二二号 平成九年二月二十八日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 福島県喜多方市松山町鳥見山字下

堰下四、六七六 八島はるい 外八千七百九十九名

紹介議員 和田 洋子君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四一三三三 平成九年三月三日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 長野県北安曇郡池田町大字池田

三、一七五ノ一 柳沢広子 外二

千八百九十九名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四二四号 平成九年三月三日受理
消費税の五％への増税中止に関する請願
請願者 群馬県太田市本町二六ノ二〇 樋口貞三 外二千八百九十九名
紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四二五号 平成九年三月三日受理
消費税の五％への増税中止に関する請願
請願者 三重県上野市緑ヶ丘西町二、六二〇ノ三 松浦利雄 外三千四百四十八名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四二六号 平成九年三月三日受理
消費税の五％への増税中止に関する請願
請願者 兵庫県加古川市神野町神野九〇九ノ四 前本進 外二千八百九十九名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四二七号 平成九年三月三日受理
消費税の五％への増税中止に関する請願
請願者 岐阜県揖斐郡大野町黒野七四ノ七 杉山公 外二千八百九十九名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四二八号 平成九年三月三日受理
消費税の五％への増税中止に関する請願
請願者 横浜市内南区六ッ川二ノ七ノ三六 関昭三 外三千名
紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四三四号 平成九年三月三日受理
消費税の五％への増税中止に関する請願
請願者 静岡県浜松市和合町二七五ノ一四 新井知加代 外三千名
紹介議員 栗原 君子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四三五号 平成九年三月四日受理
消費税の五％への増税中止に関する請願
請願者 徳島県阿南市中林町吉ヶ内一 篠原和男 外千六百四十五名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四七六号 平成九年三月五日受理
消費税の五％への増税中止に関する請願
請願者 山形県米沢市万世町金谷四三九ノ二 遠藤公徳 外四百九十九名
紹介議員 栗原 君子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四七七号 平成九年三月五日受理
消費税の五％への増税中止に関する請願
請願者 山形県米沢市川西町大字下奥田一、四三九ノ二 高橋広 外四百九十九名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四八五号 平成九年三月六日受理
消費税の五％への増税中止に関する請願
請願者 山形県米沢市東大通一ノ一ノ二一 九ノ一 七宮きぬゑ 外四百三十三名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四八八号 平成九年三月六日受理
消費税増税反対、特別減税存続に関する請願
請願者 東京都羽村市緑ヶ丘三ノ一〇ノ一 四 皆川友和 外九百八十八名
紹介議員 矢田部 理君
さきの総選挙では自民党でさえ大多数の候補者が「据置き」、「凍結」、「行軍先行」を公約したにもかかわらず、政権を握った途端、財政危機を理由に消費税率五％への引上げと併せて「特別減税の廃止」も決定した。これにより国民一人当たりの負担が年間約四万四千円という大増税になる。その一方で、福祉政策の後退につながる「患者負担増となる医療費改正案」を国会に提出した。そもそも財政赤字の原因は、政・官・財の癒着の下に大企業、取り分け大手ゼネコンを中心に公共投資のばらまき政治を繰り返したことにあり、この責任は政府にある。そして来年度もばらまき予算を計上し、財政再建どころか債務を更に増やそうとしている。このような予算案・増税・国民負担増は認められない。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、消費税率の引上げ（五％）は行わないこと。
二、特別減税は廃止しないこと。

第四九〇号 平成九年三月六日受理
消費税の五％への増税中止に関する請願
請願者 山形県米沢市城北二ノ三ノ五 大川明子 外四百九十九名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

三月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税の五％への増税中止に関する請願（第四九六号）（第四九七号）（第四九八号）（第四九九号）（第五〇〇号）
一、消費税の引上げ反対、見直し等に関する請願（第五四五号）（第五五〇号）
一、消費税の五％への増税中止に関する請願

（第五五三号）（第五五四号）（第五五五号）（第五五六号）（第五五七号）（第五六三号）（第五五六号）
一、消費税の引上げ反対、見直し等に関する請願（第五六七号）
一、消費税の引上げ反対、消費税廃止に関する請願（第五六九号）
一、消費税の五％への増税中止に関する請願（第五七四号）

第四九六号 平成九年三月七日受理
消費税の五％への増税中止に関する請願
請願者 新潟市寺尾上六ノ四ノ一五 佐藤タケ 外六千四百四名
紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四九七号 平成九年三月七日受理
消費税の五％への増税中止に関する請願
請願者 東京都東村山市萩山三ノ一七ノ一 二ノ二〇八 杉村政夫 外六千三百九十九名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四九八号 平成九年三月七日受理
消費税の五％への増税中止に関する請願
請願者 京都府相楽郡加茂町南加茂台六ノ一ノ六 荒井満寿子 外六千三百九十九名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四九九号 平成九年三月七日受理
消費税の五％への増税中止に関する請願
請願者 秋田県北秋田郡合川町川井字鳥屋 俗三ノ三五 佐藤ヒサ 外六千三百九十九名
紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第五〇〇号 平成九年三月七日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 札幌市東区苗穂町九ノ六ノ五ノ一

三 笠松隆広 外六千三百九十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第五四五号 平成九年三月十一日受理

消費税の引上げ反対、見直し等に関する請願

請願者 高知市横浜新町四ノ二、〇一一

宮本勝 外二千九百九十四名

紹介議員 山口 哲夫君

平成九年度一般会計予算案には、消費税率の五%への引上げと所得税・個人住民税の特別減税の打ち切りが盛り込まれており、税負担だけで七兆円、さらに、年金保険料の引上げや医療保険の負担増も加わり十兆円近い国民負担増となっている。

政府は六年度の税制改革で約束した「見直し条項」すら反故(ほご)にし、閣議決定という手段で引上げを強行した。税率引上げは昨年の総選挙で信を得たとする声も政府にはあるが、引上げに賛成した政党の候補者にも「反対」、「凍結」、「見直し」を公約に掲げて当選した人はたくさんおり、また、政権政党の絶対得票数はわずかに九%で信を得たとは言えない。こうしたことから引上げには慎重な対応が求められる。「負担の逆進性」の問題や「高齢社会の福祉対策のため」とする消費税導入時の約束等を踏まえ、当面、引上げを凍結し制度上の欠陥を早急に見直し、将来的には消費税によらない公平な税制の下で国民生活を向上させ、福祉対策を充実させるよう求める。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、消費税率の引上げを行わないこと。

二、生活必需品への非課税化など、現行消費税の見直し及び不公平税制は正など、国民生活優先の税制改革を行うこと。

三、国会において「行政・財政の改革」状況を厳しく点検し、不要不急の財政支出を見直し、社会保障・福祉に十分な予算措置を行うこと。

第五五〇号 平成九年三月十一日受理

消費税の引上げ反対、見直し等に関する請願(二)

請願者 高知県高岡郡橋原町下西の川 中

宇林満数 外四千三百九十九名

紹介議員 栗原 君子君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第五五三三号 平成九年三月十一日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 石川県金沢市栗崎町五ノ三ノ二

由比類子 外三千七百九十九名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第五五四号 平成九年三月十一日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 秋田市御町五ノ四ノ八 高階三郎

外四千二百三十五名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第五五五号 平成九年三月十一日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 山口県岩国市中津町二ノ一六ノ四

八 柳多賀子 外四千二百三十五名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第五五六号 平成九年三月十一日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 岡山市東平島一、一六三ノ七 永

田尚 外四千二百三十五名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第五五七号 平成九年三月十一日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 島根県簸川郡佐田町下橋波一九〇

藤原彰 外四千二百三十五名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第五六三三三号 平成九年三月十一日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 山形県米沢市館山五ノ一ノ二九

佐藤徹 外四百九十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第五六六号 平成九年三月十二日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 千葉県山武郡横芝町島喰下一、〇

七二ノ六 木内勝俊 外三十三万

九千二百六十八名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第五六七号 平成九年三月十二日受理

消費税の引上げ反対、見直し等に関する請願

請願者 高知市旭天神町二九九 宮崎保多

外二千八百八十三名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第五六九号 平成九年三月十二日受理

消費税の引上げ反対、消費税廃止に関する請願

請願者 熊本県菊池郡菊陽町原水五、九〇

〇ノ二八七 平田信義 外四百十

一名

紹介議員 矢田部 理君

橋本内閣は消費税率を本年四月一日から五%に引き上げること確認した。消費税の負担は、低所得者ほど重く、応能負担という税の原則に背くものである。三%でも、低所得層、取り分け年金生活者や子供などには必要なものを買い物を削がれ、価格に転嫁しにくい零細企業などは収入減と事務量の増加に苦しんでいる。少なくとも飲食料品など生活に最低限不可欠な商品は非課税にという声も無視されてきた。また、消費税導入は高齢化社会の福祉対策のためと言われたが、実際には防衛費や公共事業、国債償還などの財源とされてきた。

一方、消費税法には、平成八年九月三十日までに社会保障や行政改革などの状況を勘案して、税率を再検討する必要があるかを定める「見直し条項」がある。税率は法律でしか定められないものであるから、「見直し」は国会が行うべきであり、政府・与党だけで「五%に引き上げる方針は変えない」と決めたのは不当である。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、消費税の税率を引き上げないこと。

二、国会は消費税法を廃止し、ぜいたく品などには高率の課税をする個別的な物品税の復活、不公平税制の是正、不要不急な財政支出の削減など、消費税によらない財源策を講ずること。

三、消費税の存続期間中は、少なくとも飲食料品などは非課税にすること。

第五七四号 平成九年三月十二日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 埼玉県深谷市上柴町西五ノ七ノ八

六 増田信幸 外四十三名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税の五%への増税中止に関する請願(第六一九号)

(第六一五号)

一、消費税の引上げ反対、見直し等に関する請願(第六一九号)

一、消費税率五%の中止に関する請願(第六二

三三〇

一、消費税の五％への増税中止に関する請願
(第六二四号)

一、消費税の五％への増税中止と消費税の廃止に関する請願(第六二五号)

一、消費税の五％への増税中止に関する請願
(第六二九号)(第六三〇号)

一、消費税率五％の中止に関する請願(第六三
一号)

一、消費税の引上げ反対、消費税廃止に関する
請願(第六三四号)

一、消費税の五％への増税中止に関する請願
(第六三九号)(第六四一号)

第六一五号 平成九年三月十七日受理
消費税の五％への増税中止に関する請願

請願者 埼玉県鴻巣市人形一ノ六〇三九
西川亮 外八百六十七名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六一九号 平成九年三月十七日受理
消費税の引上げ反対、見直し等に関する請願

請願者 高知市日の出町五ノ二四 道岡千
香子 外四千三百九十九名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第六二三号 平成九年三月十八日受理
消費税率五％の中止に関する請願

請願者 名古屋市中東区上社井堀二五ノ一
楓健年 外三百名

紹介議員 山口 哲夫君
消費税が実施されて八年目に入った。収入に占め
る消費税の割合は、年収三百万円以下で二・
一％、五百万円台で一・九％、千万円台で一・
四％と負担の逆進性も明らかである。消費税増税
で弱者いじめの逆進性が一層強くなる。税率アッ
プの理由にされている「減税」も五％になれば九

十％の世帯が逆に増税になる。また、「高齢化社
会のため」と言われてきたが、国庫に入った消費
税総額の四・三％が社会保障費に使われただけ
で、医療や年金の制度後退が次々と進められてい
るのが現実である。昨年の総選挙で消費税率五％
中止・凍結・据置きを公約した国会議員がその公
約を実行すれば、消費税率五％はあり得ない。つ
いては、次の事項について実現を図りたい。
一、負担の逆進性を一層強める消費税率五％を中
止すること。
二、当面、食料品完全非課税を直ちに実施するこ
と。

第六二四号 平成九年三月十八日受理
消費税の五％への増税中止に関する請願

請願者 愛知県江南市宮田町四ツ谷二三
森昌彦 外四千二百六十五名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六二五号 平成九年三月十八日受理
消費税の五％への増税中止と消費税の廃止に関す
る請願

請願者 京都市北区衣笠赤坂町一ノ二七四
井上莊三六 藤原直 外二百八十
名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第六二九号 平成九年三月十八日受理
消費税の五％への増税中止に関する請願

請願者 千葉県野田市二ツ塚四六一ノ四二
増子春男 外七十四万七千九百五
十二名

紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六三〇号 平成九年三月十八日受理
消費税の五％への増税中止に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡庄和町中野一、一
〇〇ノ二 中井和夫 外千二百三
十名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六三一号 平成九年三月十八日受理
消費税率五％の中止に関する請願

請願者 愛知県豊川市西桜木町二ノ四三ノ
四 鈴木千穂 外二百六十九名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第六二三号と同じである。

第六三四号 平成九年三月十九日受理
消費税の引上げ反対、消費税廃止に関する請願

請願者 神奈川県大和市上草柳八ノ二四ノ
三 長谷川政一 外七百三十五名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第五六九号と同じである。

第六三九号 平成九年三月十九日受理
消費税の五％への増税中止に関する請願

請願者 兵庫県明石市二見町西二見七二二
ノ五 戸川正彦 外四十三万四千
百五十七名

紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六四一号 平成九年三月十九日受理
消費税の五％への増税中止に関する請願

請願者 福島県喜多方市字二丁目四、六六
九ノ二 山中良平 外七千六百六
十五名

紹介議員 和田 洋子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

四月四日本委員会に左の案件が付託された。
一、消費税率五％の中止に関する請願(第六四

二五)(第六六一号)

一、消費税の五％への増税中止に関する請願
(第六六八号)(第六六九号)(第六七二号)(第
六八〇号)(第六八七号)

一、消費税増税を阻止する法律の制定に関する
請願(第六八八号)

一、消費税の五％への増税中止に関する請願
(第六九四号)(第六九五号)(第六九六号)(第
七〇四号)(第七〇六号)(第七一四号)(第七一
五号)

一、消費税五％の中止、医療等へのゼロ税率適
用等に関する請願(第七一七号)

一、消費税の五％への増税中止に関する請願
(第七二八号)(第七三五号)(第七五一号)(第
七五二号)

第六四二号 平成九年三月二十一日受理
消費税率五％の中止に関する請願

請願者 愛知県岡崎市戸崎町牛轡一〇ノ四
近藤真由美 外千八百九十二名

紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第六二三号と同じである。

第六六一号 平成九年三月二十一日受理
消費税率五％の中止に関する請願

請願者 名古屋市中川区北町一三二ノ二
中村敏子 外三百名

紹介議員 末広真樹子君
この請願の趣旨は、第六二三号と同じである。

第六六八号 平成九年三月二十四日受理
消費税の五％への増税中止に関する請願

請願者 東京都品川区南大井四ノ七二〇
ノ一、二〇五 岡野卓郎 外二百
八十三名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六六九号 平成九年三月二十四日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 大阪府岸和田市今木町四一〇 松

熊清孝 外七百六十三名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六七二号 平成九年三月二十四日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 京都府宇治市南陵町五ノ四ノ三

坂本淑子 外四百五十六名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六八〇号 平成九年三月二十五日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 長野県松本市沢村二ノ二ノ一 上

條恭一 外四百四十三名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六八七号 平成九年三月二十五日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 福岡市早良区昭代一ノ一七ノ二七

ノ三〇二 西村香織 外七百二十

名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六八八号 平成九年三月二十五日受理

消費税増税を阻止する法律の制定に関する請願

請願者 札幌市北区北二十三条西四ノ二ノ

三ノ六三三 辻ちづ子 外五百五十

名

紹介議員 上田耕一郎君

憲法第八十四条の規定により、消費税増税を阻止

する法律を制定されたい。

第六九四号 平成九年三月二十五日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 東京都東山区古門前通大和路東

入 桑山直美 外八百九十九名

請願者 富山市石金一ノ〇ノ一八 栗山

桂子 外二千五十四名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六九五号 平成九年三月二十五日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 鳥根県益田市須子町三ノ五 池野

健 外千九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六九六号 平成九年三月二十五日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 沖縄県那覇市首里石嶺町一ノ六二

ノ三首里住宅九ノ三〇三 村上英

治 外千九百九十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七〇四号 平成九年三月二十六日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 福島県伊達郡月館町字吉ヶ作三七

千葉ハルヨ 外十五万六千四百十

四名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七〇六号 平成九年三月二十六日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 横浜市緑区長津田町一、〇一七

山下昭二 外三百七十一名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七一四号 平成九年三月二十六日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 京都市東山区古門前通大和路東

入 桑山直美 外八百九十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七一五号 平成九年三月二十七日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 埼玉県所沢市山口五一ノ五 大

坪和子 外九百七十六名

紹介議員 聴壽 弘君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七一七号 平成九年三月二十七日受理

消費税五%の中止、医療等へのゼロ税率適用等に

関する請願

請願者 名古屋市中区六番二ノ七ノ一九

大川浩正 外四千名

紹介議員 荒木 清寛君

消費税は所得の低い人ほど負担が重い最も不公平

な税制で、三%でさえ年間一所得当たり十萬九千

円、五%になれば十八萬三千円にもなり、暮らし

や営業に及ぼす影響は計り知れない。しかも財界

を始め、今後税率を十%に引き上げようという声

もあり、五%への引上げを許せばこれからの税率

の引上げがたくらまれることは明らかである。ま

た、高齢者対策には国庫に入った消費税の六%し

か使われていないことをみても、増税が「高齢化

社会のため」でないことは明白である。大手ゼネ

コン向けの公共事業投資などの税金の無駄遣いや

大企業優遇税制を見直すことなく、その穴埋めに

消費税増税をすることは許せない。ついでに、次

の事項について実現を図られたい。

一、消費税の五%増税は中止すること。

二、食料品等の生活必需品を非課税とするとも

に、医療などについてはゼロ税率を適用するこ

と。

第七二八号 平成九年三月二十七日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 東京都板橋区高島平二ノ二六ノ五

ノ三〇七 安田操 外七十四名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七三五号 平成九年三月二十七日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 愛知県豊田市吉原町長田一三ノ九

四 久野裕 外四十七名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七五一号 平成九年三月二十七日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 東京都調布市国領三ノ八ノ一五ノ

一ノ九〇五 市橋博 外四百八十

三名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七五二号 平成九年三月二十七日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 栃木県佐野市大伏町一、九三〇

飯島功夫 外五百七十三名

紹介議員 国井 正幸君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税の五%への増税中止に関する請願

(第七五八号)

一、消費税五%の中止、医療等へのゼロ税率適

用等に関する請願(第七七一号)

一、消費税の五%への増税中止に関する請願

(第七七二号)(第七七三号)(第七七五号)(第

七七六号)(第七七八号)(第七七九号)(第七八

二号)

一、消費税率五%の中止に関する請願(第七八

三号)

一、消費税の五%への増税中止に関する請願

(第七八五号)(第七八七号)(第七八八号)(第

七八九号(第七九四号)
一、消費税の引上げ反対、見直し等に関する請願(第七九六号)

一、消費税の五%への増税中止に関する請願(第七九七号)(第八〇〇号)(第八〇二号)(第八〇三号)(第八〇七号)(第八一〇号)(第八一八号)(第八二〇号)(第八二二号)(第八二七号)
一、消費税の五%への増税中止と消費税の廃止に関する請願(第八二四号)

一、消費税の五%への増税中止に関する請願(第八二五号)(第八二六号)(第八二七号)(第八二八号)(第八四七号)
一、消費税増税を阻止する法律の制定に関する請願(第九〇二号)

一、特別地方消費税の廃止に関する請願(第九二〇号)

第七五八号 平成九年三月二十八日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 川崎市中原区今井西町八五ノ三二

二 山岸雅昭 外六百四十七名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七七一号 平成九年三月二十八日受理
消費税の五%の中止、医療等へのゼロ税率適用等に関する請願
請願者 愛知県愛知郡東郷町大字和合字牛廻間一ノ六 堀場英也 外四千名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七七二号 平成九年三月二十八日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願(三通)
請願者 北九州市戸畑区小芝一ノ三三ノ一三ノ二〇四 水上建二郎 外七千二百七名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七七三号 平成九年三月二十八日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 川崎市中原区北谷町九五 竹中淑子 外千名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七七五号 平成九年三月二十八日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 神奈川県海老名市社家一七〇ノ一ノ三二六 丹羽路子

紹介議員 和田 洋子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七七六号 平成九年三月二十八日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 川崎市中原区北谷六九三 平木美那子 外三百三十九名

紹介議員 阿曾田 清君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七七八号 平成九年三月二十八日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願(二通)
請願者 大阪府大東市深野二ノ一ノ六 中村行男 外六百三十七名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七七九号 平成九年三月二十八日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 東京都世田谷区奥沢四ノ一五ノ一〇ノ二〇三 小林美弥子 外九百九十九名

紹介議員 猪熊 重二君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七八二号 平成九年三月二十八日受理

消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 東京都江東区大島七ノ二八ノ一ノ五三六 上田伸子 外四百三十四名

紹介議員 山本 保君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七八三号 平成九年三月二十八日受理
消費税率五%の中止に関する請願
請願者 愛知県宝飯郡一宮町一宮大プロ二 三ノ一三 水元恭子 外二百九十九名

紹介議員 山本 保君
この請願の趣旨は、第六二三号と同じである。

第七八五号 平成九年三月二十八日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 群馬県桐生市相生町三ノ五七三ノ四ノ四七 笠井靖夫 外五万八千二百四十四名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七八七号 平成九年三月二十八日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 川崎市宮前区土橋二ノ一三ノ八ノ四〇九 伊井みね 外千名

紹介議員 風間 昶君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七八八号 平成九年三月二十八日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 山梨県北巨摩郡高根町堤六一六 清水恵理 外四名

紹介議員 聴壽 弘君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七八九号 平成九年三月二十八日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願

消費税の五%への増税中止に関する請願

請願者 東京都小金井市梶野町二ノ一四ノ七 坪松裕 外二千九百八十四名

紹介議員 小林 元君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七九四号 平成九年三月二十八日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 埼玉県越谷市千間台西一ノ九ノ一〇 杉江育子 外十九名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七九六号 平成九年三月二十八日受理
消費税の引上げ反対、見直し等に関する請願
請願者 高知県南国市大坪乙一、三二七ノ一 徳広典子 外七百五十一名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第七九七号 平成九年三月二十八日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 静岡県沼津市大手町三ノ三ノ一五 遠藤百子 外千名

紹介議員 渡辺 幸男君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第八〇〇号 平成九年三月二十八日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 神奈川県横浜須賀野市グリーンハイツ 一ノ三ノ三〇六 石塚千津子 外六百九十五名

紹介議員 大久保直彦君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第八〇二号 平成九年三月二十八日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 広島県福山市金江町金見一、〇九 五 宮沢香代子 外千九百七十三名

消費税の五%への増税中止に関する請願

紹介議員 西川 玲子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第八〇三号 平成九年三月二十八日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 鹿兒島市田上七ノ一九ノ一〇 藤
原柳子 外九百九十九名
紹介議員 武田 節子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第八〇七号 平成九年三月三十一日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 大阪府東大阪市鴻池町一ノ三ノ一
二ノ九〇八 小池幸雄 外八百八十
四名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第八一一号 平成九年三月三十一日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 東京都台東区三ノ輪一ノ四ノ二
中村敏樹 外七百九十四名
紹介議員 吉田 之久君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第八一二号 平成九年三月三十一日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 東京都昭島市昭和町五ノ一〇ノ三
福田都子 外九百六十六名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第八一六号 平成九年三月三十一日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 山形県米沢市大町四ノ一ノ五ノ六
宮原功 外二百四名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第八一八号 平成九年三月三十一日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 徳島県鳴門市大津町木津野字四丁
野 泉加与 外九百九十九名
紹介議員 菅川 健二君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第八二〇号 平成九年三月三十一日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市公郷町五ノ三二
長浜純子 外千名
紹介議員 林 寛子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第八二二号 平成九年三月三十一日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 東京都杉並区成田東五ノ四ノ一〇
加藤紀一 外九百九十九名
紹介議員 猪熊 重二君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第八二三号 平成九年三月三十一日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 兵庫県西宮市高須町二ノ一ノ三二
Aノ一、四〇八 中島嗣史 外三
百八十八名
紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第八二四号 平成九年三月三十一日受理
消費税の五%への増税中止と消費税の廃止に關する請願
請願者 埼玉県八潮市八潮六ノ二五ノ一
西原隆広 外五十二名
紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第八二五号 平成九年三月三十一日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 埼玉県八潮市八潮六ノ二五ノ一
西原隆広 外五十二名
紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

請願者 北九州市戸畑区一校二ノ八ノ二三
ノ八一四 中村真佐代 外五百五
十二名
紹介議員 益田 洋介君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第八二六号 平成九年三月三十一日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 東京都港区白金六ノ四ノ四和光マ
ンション六〇四 窪田光 外二百
二十四名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第八二七号 平成九年四月一日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 東京都町田市三輪緑山一ノ二二ノ
五 西野寿家 外九百九十九名
紹介議員 木庭健太郎君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第八二八号 平成九年四月一日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 川崎市中原区荻宿一五七ノ一ノ八
ノ四〇九 石田毅 外九百九十九
名
紹介議員 平井 卓志君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第八四七号 平成九年四月一日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市東園田町七ノ一東園
和団地四一二 杉山みさを 外九
十九名
紹介議員 栗原 君子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第九〇三号 平成九年四月七日受理
消費税増税を阻止する法律の制定に関する請願
請願者 北海道岩見沢市美園二条一ノ三ノ
一 宮本慎一 外一万三百八十名
紹介議員 風間 昶君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

請願者 札幌市東区北二十六条東三ノ一ノ
一ノ二〇一 山田節子 外百九十
八名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第六八八号と同じである。

第九二〇号 平成九年四月九日受理
特別地方消費税の廃止に関する請願
請願者 千葉県東金市東金一、四〇一 古
川寛 外四百八十一名
紹介議員 井上 裕君
この請願の趣旨は、第三〇九号と同じである。

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
一、消費税の五%への増税中止に関する請願
(第九九三三号)
第九九三三号 平成九年四月十四日受理
消費税の五%への増税中止に関する請願
請願者 札幌市東区北十五条東六丁目 西
森雪子 外四十名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

五月九日本委員会に左の案件が付託された。
一、消費税五%の中止、医療等へのゼロ税率適
用等に関する請願(第一一九四号)
一、消費税五%の増税撤回、生活必需品の非課
税に関する請願(第二二〇八号)
第一一九四号 平成九年四月二十四日受理
消費税五%の中止、医療等へのゼロ税率適用等に
関する請願
請願者 北海道岩見沢市美園二条一ノ三ノ
一 宮本慎一 外一万三百八十名
紹介議員 風間 昶君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第二二〇八号 平成九年四月二十四日受理
消費税五%の増税撤回、生活必需品の非課税に関する請願

請願者 東京都練馬区桜台一ノ二〇ノ九
上西正夫 外百五十二名
紹介議員 北澤 俊美君

政府はかつて高齢者福祉のためとそうを以て消費税制をつくり、今度は国民の反対を押し切つて五%に増税した。三%でも国民、特に年金生活者や障害者など低所得者には大きな負担であり、五%にするとは余りにも国民生活の実態を見ない過酷なやり方であり、金持ちに有利低所得者に不利な不公平税制である。ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、消費税五%の増税を撤回すること。
二、保健、医療、福祉関係の諸費用、食料品など生活必需品の諸費用を非課税とすること。

五月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。
一、消費税の増税反対等に関する請願(第一五五二号)

第一五五二号 平成九年五月十五日受理
消費税の増税反対等に関する請願

請願者 東京都練馬区大泉町六ノ九ノ一六
木口幸雄 外九千九百九十九名
紹介議員 緒方 靖夫君

第三十三一回国会で消費税率を平成九年四月一日より五%に引き上げる税制改革関連四法が、わずかな所得減税と引換えに成立したが、私たちには消費税率がこのように次々と引き上げられていくのではないかと強い不安と疑いの気持ちがある。消費税は収入の低い層ほど負担が大きくなる逆進性を持ち、また、消費税率を価格に転嫁できない中小業者も発生しており、やむなく自腹を切るケースが後を絶たない。一方、いまだに不公平税制の是正が進んでおらず、また、税金の使われ

方が不正かつ不透明な状況であり、国民の信頼が回復していない中での消費税増税は納得できない。ついで、消費税廃止を基本に据え、当面、次の事項について早急に実現を図りたい。

一、消費税増税は行わないこと。
二、食料品等の生活必需品を完全非課税化すること。
三、公平・公正な税制改革を行うこと。

五月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税五%の撤回に関する請願(第一六一〇号)

第一六一〇号 平成九年五月十九日受理
消費税五%の撤回に関する請願(二通)

請願者 長野市川中島町今里一、五三九
徳永登 外一万六千三百八十二名
紹介議員 西山登紀子君

先の総選挙では消費税増税を許すかどうかが大きな争点となったが、選挙後の世論調査(NHK)でも六割以上が増税反対を明確に表明した。このような増税反対の声を踏みにじり、政府は平成九年四月より五%への税率引上げを行った。また、政府は大手ゼネコンを潤す公共投資に今後十年間で六百三十兆円を注ぎ込み、軍事費を今後五年間で二十五兆円も増額するなど、無駄遣いをさらに拡大しようとしている。この付けを消費税として国民に犠牲を強いることは認められない。ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、消費税の五%への増税は撤回すること。

六月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、金融監督庁設置法案
一、金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

金融監督庁設置法案

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 金融監督庁

第一節 通則(第二条 第六条)

第二節 証券取引等監視委員会(第七条 第二十一条)

第三章 職員(第二十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、金融監督庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

第二章 金融監督庁

第一節 通則

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、金融監督庁を設置する。

(任務及び長)

第三条 金融監督庁は、法令の定めるところにより、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等を保護するとともに金融及び有価証券の流通の円滑を図るため、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等の業務の適切な運営又は経営の健全性が確保されるようこれらの民間事業者等について検査その他の監督をし、及び証券取引等の公正が確保されるようその監視をすることを主たる任務とする。

2 金融監督庁の長は、金融監督庁長官とする。

(所掌事務及び権限)

第四条 金融監督庁の所掌事務は、次に掲げる事務(第一号、第二号、第五号、第八号から第十号まで、第十二号、第十五号及び第十九号に掲げる事務については、そのうち法律に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項に係るものを除く)とし、その権限の行使は、その所掌事務の範囲内で法律(法律に基づく命令を含む)に従つてなされなければならない。

一 銀行業、信託業及び無尽業を営む者の検査その他の監督に関すること。

二 信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とする民間事業者並びに信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の検査その他の監督に関すること。

三 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の規定に基づいて、預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等の適格性の認定等を行うこと。

四 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の規定に基づいて、農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等の適格性の認定等を行うこと。

五 生命保険業及び損害保険業を営む者の検査その他の監督に関すること。

六 保険業法(平成七年法律第五号)の規定に基づいて、保険契約者保護基金による資金援助に係る保険契約の移転等の適格性の認定等を行うこと。

七 自動車損害賠償責任共済に関すること。

八 証券業を営む者、証券金融会社及び証券投資信託の委託会社の検査その他の監督に関すること。

九 証券取引所の検査その他の監督に関すること。

十 証券業協会の検査その他の監督に関すること。

十一 証券投資信託協会の監督に関すること。

十二 投資顧問業(有価証券に係る投資顧問業の規制等)に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)に規定する投資顧問業をいう)を営む者の登録及び検査その他の監督に関すること。

こと。

十三 証券投資顧問業協会及び全国証券投資顧問業協会連合会の検査その他の監督に關すること。

十四 金融先物取引業（金融先物取引法（昭和六十二年法律第七十七号）に規定する金融先物取引業をいう。）を営む者の許可及び検査その他の監督に關すること。

十五 金融先物取引所の検査その他の監督に關すること。

十六 金融先物取引業協会の検査その他の監督に關すること。

十七 貸金業（貸金業の規制等に關する法律（昭和五十八年法律第三十二号）に規定する貸金業をいう。）を営む者の登録及び検査その他の監督に關すること。

十八 抵当証券業（抵当証券業の規制等に關する法律（昭和六十二年法律第十四号）に規定する抵当証券業をいう。）を営む者の登録及び検査その他の監督に關すること。

十九 抵当証券保管機構の検査その他の監督に關すること。

二十 抵当証券業協会の検査その他の監督に關すること。

二十一 商品投資販売業（商品投資に係る事業の規制に關する法律（平成三年法律第六十六号）に規定する商品投資販売業をいう。）、特定債権等譲受業及び小口債権販売業（特定債権等に係る事業の規制に關する法律（平成四年法律第七十七号）に規定する特定債権等譲受業及び小口債権販売業をいう。）並びに不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）に規定する不動産特定共同事業をいう。）を営む者の許可及び検査その他の監督に關すること。

二十二 前払式証券の規制等に關する法律（平成元年法律第九十二号）の適用を受ける前払式証券の規制に關すること。

二十三 預り金（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに關する法律（昭和二十九年法律第九十五号）に規定する預り金をいう。）となるべき金銭の受入れについての情報の収集に關すること。

二十四 証券取引及び金融先物取引に係る犯罪事件の調査に關すること。

二十五 次に掲げる内閣総理大臣の権限に屬する事項について内閣総理大臣を補佐すること。

イ 第一号、第二号、第五号、第八号から第十号まで、第十二号、第十五号及び第十九号に掲げる事務に係る法律（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）に於ては、信用協同組合及び同法第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会に係る部分に限る。）に基づく事業の免許その他の内閣総理大臣の権限に屬する事項

ロ 次に掲げる法律に基づく内閣総理大臣の権限に屬する事項

(1) 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）

(2) 金融機関の信託業務の兼営等に關する法律（昭和十八年法律第四十三号）

(3) 損害保険料率算出団体に關する法律（昭和二十三年法律第九十三号）

(4) 船主相互保險組合法（昭和二十五年法律第七十七号）

(5) 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）

(6) 金融機関の更生手続の特例等に關する法律（平成八年法律第九十五号）

ハ 中小企業等協同組合法（百十一條第一項（同項第三号に係る部分に限る。）の規定に基づく内閣総理大臣の権限に屬する事項

ニ 二十六 前各号に掲げるもののほか、法律に基づく命令を含む。）に基づく金融監督庁に屬せられた事務

（關係行政機関との協力）

第五條 金融監督庁長官（以下「長官」という。）は、金融監督庁の所掌事務を遂行するため必要があるとき、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 長官及び金融関連業者（金融監督庁の所掌に係る金融業に類似し、又は密接に関連する事業を営む者をいう。）に対する検査を所掌する行政機関の長は、効率的な検査の実施のため、意見の交換を図るとともに、それぞれの求めに応じ、それぞれの職員に協力させることができる。

（大蔵大臣との連携）

第六條 長官は、金融監督庁の任務を達成するため必要があると認めるときは、大蔵大臣に対して、金融制度又は証券取引制度の企画又は立案についての意見を述べることができる。

2 前項に規定するもののほか、長官及び大蔵大臣は、金融監督庁及び大蔵省の所掌事務を適切に遂行するため、相互に緊密な連絡をとるものとする。

第二節 証券取引等監視委員会

（設置及び所掌事務）

第七條 金融監督庁に、証券取引等監視委員会（以下この節において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、第四條第八号から第十号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事務に係る法律（法律に基づく命令を含む。）に基づくその権限に屬せられた事項に係る事務並びに同条第二十四号に掲げる事務をつかさどる。

（職権の行使）

第八條 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織）

第九條 委員会は、委員長及び委員二人をもって組織する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（委員長及び委員の任命）

第十條 委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

（任期）

第十一條 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（身分保障）

第十二條 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができなると認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

（罷免）

第十三條 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員

長又は委員を罷免しなければならない。

(会議)

第十四条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席した委員長又は委員のうち、二人以上の賛成をもってこれを決する。

(服務)

第十五条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(給与)

第十六条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(事務局)

第十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局の内部組織は、政令で定める。

(勧告)

第十八条 委員会は、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)その他の法律の規定に基づき、検査又は犯罪事件の調査(次条において「証券取引検査等」という。)を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官又は大蔵大臣に勧告することができる。

2 内閣総理大臣及び長官並びに大蔵大臣は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

ばならない。

3 委員会は、第一項の勧告をした内閣総理大臣及び長官又は大蔵大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(建議)

第十九条 委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するために必要と認められる施策について内閣総理大臣、長官又は大蔵大臣に建議することができる。

(長官が行う検査についての報告の義務等)

第二十条 長官は、その行う金融及び証券取引に係る金融機関その他の者に対する検査(委員会に属するものを除く。)で政令で定めるもの(以下この条において「金融機関等検査」という。)に関し、毎年、検査の実施方針その他の基本的事項について委員会に諮り、その意見を聴かなければならない。

2 長官は、四半期ごとに、金融機関等検査の実施状況を委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、金融機関等検査に係る事務の運営その他の施策について長官に建議することができる。

(公表)

第二十一条 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

第三章 職員

(職員)

第二十二条 前章に規定するものその他別に法律で定めるもののほか、金融監督庁に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から同年七月一日までの範囲内において政令で定める日から施行する。

(証券取引等監視委員会等に関する経過措置)

第二条 従前の大蔵省の証券取引等監視委員会、金融監督庁の証券取引等監視委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に大蔵省の証券取引等監視委員会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第十条第一項の規定により、金融監督庁の証券取引等監視委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第十一条第一項の規定にかかわらず、同日における大蔵省の証券取引等監視委員会の委員長又は委員としてのそれぞれ任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行前に従前の大蔵省の証券取引等監視委員会が大蔵大臣に対してした金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成九年法律第 号)第四条の規定に

による改正前の大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)第十九条第一項の勧告又は同法第二百条若しくは第二十一条第三項の建議については、これを、金融監督庁の証券取引等監視委員会が、この法律の相当規定に基づいて、内閣総理大臣及び長官若しくは大蔵大臣に対してした勧告又は内閣総理大臣、長官若しくは大蔵大臣に対してした建議とみなして、この法律の規定を適用する。

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

(国家行政組織法の一部改正)

第一条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「国土庁」を「国土庁 金融監督庁」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第二条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「国土庁」を「国土庁 金融監督庁」に改める。

第十九条の表国土庁の項の次に次のように加える。

金融監督庁 金融監督庁設置法(平成九年法律第 号)

(沖縄開発庁設置法の一部改正)

第三条 沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「されている事務のうち」の下に「金融監督庁の所掌に属するもの(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。)」について金融監督庁長官としを加え、「証券取引等監視委員会」を「証券取引等監視委員会とする。」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第四条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 証券取引等監視委員会(第七條、第二十二條)」を「第二節 前除に改める。第三條中「左に」を「次に」に改め、「行政事務」の下に「第三号及び第五号に掲げる事項に関する行政事務にあつては、金融監督庁の所掌に係るものを除く。」を加える。

第四條第七十九号を次のように改める。

七十九 証券投資信託協会(証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)に規定する証券投資信託協会をいう)の監督に関すること。

第四條第七十九号の二及び第八十号の二を削り、第八十六号を次のように改める。

八十六 削除

第四條第九十二号及び第九十三号を次のように改める。

九十二 削除

九十三 保険契約者保護基金(保険業法(平成七年法律第五号)に規定する保険契約者保護基金をいう)の指定及び監督に関すること。

第四條第九十五号を次のように改める。

九十五 削除

第四條第九十六号中「信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会の事業を免許し、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫、信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会」を削り、「通信・放送機構その他金融業務を営む者」及び「通信・放送機構」に改め、同条中第九十七号から第九十七号の四までを削り、第九十七号の五を第九十七号とし、第九十七号の六から第九十七号の十二までを削る。

第四條第九十七号を次のように改める。

百 削除

第四條第九十四号を次のように改める。

百四 削除

第四條第九十八号中「所掌事務」の下に「(大蔵省の地方支分部局においてつかさどる事務を含む)」を加える。

第五條第三十一号を次のように改める。

三十一 削除

第五條第三十二号中「金融機関」の下に「(政府の出資があるものに限る)」を加える。

第五條第三十五号及び第三十五号の二を削り、第三十五号の三を第三十五号とし、第三十五号の四から第三十五号の九までを削り、同条第三十六号中「融資及び」を削り、同条第四十五号を次のように改める。

四十五 削除

第五條第四十五号の二及び第四十八号の二を削る。

第二章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第七條から第二十二條まで 削除

第二十七條第一項中「分掌する」を「分掌し、及び金融監督庁設置法(平成九年法律第九号)第四條各号に掲げる事務のうち法令に基づき財務局に属せられた事務をつかさどる」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する財務局に属せられた事務については、別に法令で定めるものを除き、金融監督庁長官が財務局長を指揮監督する。

第二十八條第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、財務支局は、金融監督庁設置法第四條各号に掲げる事務のうち法令に基づき財務支局に属せられた事務をつかさどる。

第二十八條に次の一項を加える。

5 前条第二項の規定は、第二項に規定する財務支局に属せられた事務について準用する。

(運輸省設置法の一部改正)

第五條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第二項第三十二号を次のように改める。

三十二 削除

第四條第一項中第十五号の四を削り、第十五号の四の二を第十五号の四とする。
(担保附社債信託法の一部改正)

第六條 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「主務官庁」を「主務大臣」に改める。

第四條第二項中「命令」を「総理府令、大蔵省令」に改める。

第九條の二の次に次の二条を加える。

第九條の三 本法中主務大臣トアルハ内閣総理大臣トス

第九條の四 本法中主務大臣トアルハ内閣総理大臣トス

二 第十二條ノ規定ニ依ル免許ノ取消
第百十九條ノ四 大蔵大臣ハ担保附社債ニ関スル信託事業ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為スル必要ト認ムルトキハ主務大臣ニ対シ必要ナル資料ノ提出及説明ヲ求ムルコトヲ得

大蔵大臣ハ担保附社債ニ関スル信託事業ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為スル必要ト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ信託会社ニ対シ資料ノ提出、説明其ノ他ノ協力ヲ求ムルコトヲ得

(信託業法の一部改正)

第七條 信託業法(大正十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項、第七條及び第九條中「命令」を「総理府令、大蔵省令」に改める。

第十九條の次に次の二条を加える。

第十九條の二 本法中主務大臣トアルハ内閣総理大臣トス

本法ニ規定スル内閣総理大臣ノ職權(左ニ掲グルモノヲ除ク)ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス

一 第一條第一項ノ免許
二 前條ノ規定ニ依ル第一條第一項ノ營業ノ免許ノ取消

第十九條ノ三 大蔵大臣ハ信託業ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為スル必要ト認ムルトキハ主務大臣ニ対シ必要ナル資料ノ提出及説明

明ヲ求ムルコトヲ得

大蔵大臣ハ信託業ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為スル必要ト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ信託会社ニ対シ資料ノ提出、説明其ノ他ノ協力ヲ求ムルコトヲ得

第二十二條第二号及び第五号中「命令」を「総理府令、大蔵省令」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第八條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項に次のただし書を加える。

但シ第十六條ノ二中主務大臣トアルハ農林水産大臣、内閣総理大臣及大蔵大臣トス

第二十五條に次の一項を加える。

本法中内閣総理大臣ノ職權ニ属スル事項(左ニ掲グルモノヲ除ク)ハ金融監督庁長官ニ之ヲ委任ス

一 第三十二條ノ規定ニ依ル解散ノ命令
二 前号ニ掲グル命令ニ係ル第三十二條ノ三ノ規定ニ依ル通知

第六章中第三十二條の次に次の三条を加える。

第三十二條ノ二 主務大臣第三十一條第一項又ハ前條ノ規定ニ依ル業務ノ全部若ハ一部ノ停止又ハ解散ヲ命ズルコトガ信用秩序ノ維持ニ重大ナル影響ヲ与フル虞アリト認ムルトキハ予メ信用秩序ノ維持ヲ図ル為必要ナル措置ニ関シ大蔵大臣ニ協議スベシ

第三十二條ノ三 内閣総理大臣左ニ掲グル処分ヲ為シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ大蔵大臣ニ通知スルモノトス

一 第八條ニ於テ準用スル産業組合法(以下「産業組合法」ト謂フ)第六十五條ノ規定ニ依ル解散ノ認可

二 第三十一條第一項又ハ第三十二條ノ規定ニ依ル命令(改善計画ノ提出ヲ求ムルコトヲ含ム)

第三十二條ノ四 大蔵大臣農林中央金庫ニ係ル

制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為必要アリト認ムルトキハ内閣総理大臣ニ対シ必要ナル資料ノ提出及説明ヲ求ムルコトヲ得

第三十五条第一項第十八号中「第八条ニ於テ準用スル」及び「(以下「産業組合法」ト謂フ)」を削る。

(無尽業法の一部改正)

第九条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第二号及び第三号中「命令」を「総理府令、大蔵省令」に改める。

第十七条中「主務大臣」を「総理府令、大蔵省令」に改める。

第十八条ノ二中「主務大臣」を「総理府令、大蔵省令」に改める。

第二十条中「命令」を「総理府令、大蔵省令」に改める。

第四十二条中「本法中主務大臣ノ職權ニ属スル事項ハ勅令」を「前項ノ規定ニ依リ金融監督庁長官ニ委任サレタル職權ハ政令」に、「財務局長又ハ財務支局長ヲシテ之ヲ行ハシムル」を「之ヲ財務局長又ハ財務支局長ニ委任スル」に改め、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

一 本法中主務大臣トアルハ内閣総理大臣トス

本法ニ規定スル内閣総理大臣ノ職權(左ノモノヲ除ク)ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス

一 第三条第一項ノ免許

二 第二十五条又ハ第二十六条ノ規定ニ依ル営業ノ免許ノ取消

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 大蔵大臣ハ無尽業ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為必要ナル資料ノ提出及説明ヲ求ムルコトヲ得

大蔵大臣ハ無尽業ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為必要ナル資料ノ提出及説明ヲ求ムルコトヲ得

必要ノ限度ニ於テ無尽会社ニ対シ資料ノ提出、説明其ノ他ノ協力ヲ求ムルコトヲ得

(銀行等の事務の簡素化に関する法律の一部改正)

第十条 銀行等の事務の簡素化に関する法律(昭和十八年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「命令」を「総理府令、大蔵省令」に、「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

前二項ノ規定ニ依リ内閣総理大臣ノ権限ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)

第十一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「命令」を「総理府令、大蔵省令」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五条、第五條ノ三第一項及び第八條中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条の次の一條を加える。

第八条ノ二 大蔵大臣ハ信託業務ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為必要ナル資料ノ提出及説明ヲ求ムルコトヲ得

大蔵大臣ハ信託業務ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為必要ナル資料ノ提出、説明其ノ他ノ協力ヲ求ムルコトヲ得

第九条中「命令」を「総理府令、大蔵省令」に改める。

第九条ノ二中「本法中大蔵大臣ノ」を「前項ノ規定ニ依リ金融監督庁長官ニ委任サレタル」に改め、「ニ属スル事項」を削り、「依リ」の下に「之ヲ」を加え、「ラシテ之ヲ行ハシムル」を「ニ委任スル」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

本法ニ規定スル内閣総理大臣ノ職權(左ニ掲グルモノヲ除ク)ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス

一 第一条第一項ノ認可

二 第八条ノ規定ニ依リ第一条第一項ノ認可ノ取消

第十条第四号中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第十二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第十三条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第一百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項第二号中「省令」を「農林水産省令」に改め、同条第六項第六号及び第十九項中「省令」を「主務省令」に改める。

第十一条第一項並びに第十一条の三第二項第二号及び第五項中「省令」を「主務省令」に改める。

第十一条の四第二項、第十一条の五、第十一条の七、第十一条の八第二項、第十一条の十四第二項及び第十一條の十五の三第二項中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第十一条の十六第二項及び第五項並びに第十一条の十七第二号中「省令」を「主務省令」に改める。

第十二条第一項第二号及び第三十六條第十項中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第三十七條第一項及び第三十七條の二第九項中「省令」を「主務省令」に改める。

第七十二條の八第一項第二号、第七十三條の二十一第二項及び第九十三條第二項中「省令」を「農林水産省令」に改める。

に改める。

第九十八條第二項中「前項の規定を」この法律に、「主務大臣の権限」を「農林水産大臣の権限及び前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限」に改め、「地方支分部局の長」の下に「金融監督庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長」を加え、同条第一項の次に次の五項を加える。

この法律(第十條第六項第八号及び第十一條の二を除く)における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、第十條第一項第二号の事業を行う組合にあつては、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。

第九十三條第一項及び第二項並びに第九十四條第一項から第五項までに規定する行政庁の権限は、前項ただし書の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

第十條第六項第八号及び第十一條の二に規定する主務大臣は、農林水産大臣、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。

この法律における主務省令は、農林水産省令・総理府令・大蔵省令とする。

内閣総理大臣は、この法律による権限次に掲げるものを除く。を金融監督庁長官に委任する。

一 第十一条第一項の規定による認可

二 第六十條の規定による設立の認可

三 第九十五條第三項の規定による第十一条第一項の承認の取消し

四 第九十五條の二の規定による解散の命令

五 前各号に掲げる処分に係る第九十八條の三の規定による通知

第五章中第九十八條の次に次の三條を加える。

第九十八條の二 農林水産大臣及び内閣総理大臣は、第十條第一項第二号の事業を行う組合(都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び都道府県の区域を地区とする農業協

合)

同組合連合会に限る。次条において同じ。に
対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の
維持に重大な影響を与えるおそれがあると認
めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を
図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協
議しなければならない。

一 第九十四条の二第二項又は第九十五条第
二項の規定による業務の全部又は一部の停
止の命令(信用事業に関するものに限る。)

二 第九十五条第三項の規定による第十一
条第一項の承認の取消し

三 第九十五条の二の規定による解散の命令
第九十八条の三 内閣総理大臣は、第十条第一
項第二号の事業を行う組合に対し次に掲げる
処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵
大臣に通知するものとする。

一 第十一条第一項又は第三項(同項の規定
にあつては、信用事業規程の廃止に係る場
合に限る。)の規定による承認

二 第六十条の規定による設立の認可
三 第六十四条第二項又は第六十五条第二項
(第七十条第二項において準用する場合を
含む。)の規定による認可

四 第六十四条第七項第二号に規定する不認
可の処分
五 第九十四条の二第一項若しくは第二項又
は第九十五条第一項若しくは第二項の規定
による命令(改善計画の提出を求めること
を含む、信用事業に関するものに限る。)

六 第九十五条第三項の規定による第十一
条第一項の承認の取消し

七 第九十五条の二の規定による解散の命令
第九十八条の四 大蔵大臣は、第十条第一項第
二号の事業を行う組合に係る制度の調査、企
画又は立案をするため必要があると認めると
きは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提
出及び説明を求めることができる。

(証券取引法の一部改正)
第十四条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十

五号)の一部を次のように改正する。

証券取引法目次 第八章 証券取引審議会
第九章 雑則

「第八章 雑則」に、「第十章」を「第九章」に
「第十一章」を「第十章」に改める。

「第二章 第九項及び第十七項中「大蔵大臣」を
「内閣総理大臣」に改める。

「第十五条第一項中「第七十九條の六第一項及
び第二項」の下に、「第五百五十六條の三第一項」
を、「第五百五十六條の九」の下に、「第六百六十
一條の二第一項」を加える。

「第二十七條の二十三第三項中「第四十九條第
一項を「第六百六十一條の二第一項」に改める。
第三章(第四十九條、第五十六條及び第六十
六條を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」
に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め
る。

「第三十七條第一項第七号中「第六十五條の三」
を「第六十六條」に改める。
「第四十九條を削り、第四十九條の二を第四十
九條とする。

「第五十六條を削り、第五十六條の二(第四項中
「第五十六條の二第二項」を「第五十六條第二項」
に改め、同条を第五十六條とする。
第六十二條第一項中「大蔵省令」を「総理府
令・大蔵省令」で定める場所に改める。
第六十五條の二第三項中「第七十九條の二第一
項」の下に、「第九百九十四條の五第二項」を加え
「第四十九條の二」を「第四十九條」に改める。
第六十六條を削り、第六十五條の三を第六十
六條とする。

「第四章(第七十四條第三項、第七十六條、第
七十七條、第七十九條、第七十九條の四及び第
七十九條の十五を除く。)中「大蔵大臣」の下に
「及び内閣総理大臣」を加える。
第六十九條第二項中「大蔵省令」を「総理府
令・大蔵省令」に改める。
第七十四條第三項中「第七十六條」を「第七十
六條第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、
その旨を内閣総理大臣に通知するものとす
る。

第七十六條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の認可をしたときは、そ
の旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
第七十七條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、
その旨を内閣総理大臣に通知するものとす
る。

第七十八條中「第七十六條」を「第七十六條第
一項」に改める。
第七十九條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、第一項の命令をしたときは、
その旨を内閣総理大臣に通知するものとす
る。

第七十九條の四に次の一項を加える。
内閣総理大臣は、大蔵大臣に対し、前項の
店頭売買報告書の写しの提出を求めることが
できる。
第七十九條の十四に次の一項を加える。
前項の規定による権限は、大蔵大臣及び内
閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを
妨げない。
第七十九條の十五を削り、第七十九條の十六
を第七十九條の十五とし、第四章第五節中第七
十九條の十七を第七十九條の十六とし、第七十
九條の十八を第七十九條の十七とし、第七十九
條の十九を第七十九條の十八とする。
第五章(第八十五條の二、第九百九條から第百
十三條まで、第百十七條、第百十九條、第百二
十三條、第百三十二條、第百五十四條の二及び
第百五十六條を除く。)中「大蔵大臣」の下に「及
び内閣総理大臣」を加える。
第八十二條第二項中「大蔵省令」を「総理府
令・大蔵省令」に改める。
第八十五條の二第一項を次のように改める。
証券取引所は、定款又は業務規程(有価証
券市場における有価証券の売買取引、有価証

券指数等先物取引及び有価証券オプション取
引の公正の確保に係る証券取引所の業務とし
て政令で定める業務(以下この章において「取
引の公正の確保に係る業務」という。)に関す
るものに限る。を變更しようとするときは、
大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなけ
ればならない。
第八十五條の二第二項の次に次の二項を加え
る。

証券取引所は、業務規程(取引の公正の確
保に係る業務に関するものを除く。)又は受託
契約準則を變更しようとするときは、大蔵大
臣の認可を受けなければならない。
大蔵大臣は、前項の認可をしようとする
ときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しな
ければならない。
第八十五條の二に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、
その旨を内閣総理大臣に通知するものとす
る。
第九百九條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、
その旨を内閣総理大臣に通知するものとす
る。
第一百十條中「次条」を「次条第一項」に改め、同
条に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、そ
の旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
第一百十一條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の命令をしたときは、そ
の旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
第一百十二條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、そ
の旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
第一百十三條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、そ
の旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
第一百十七條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、

証券取引所は、定款又は業務規程(有価証
券市場における有価証券の売買取引、有価証

券指数等先物取引及び有価証券オプション取
引の公正の確保に係る証券取引所の業務とし
て政令で定める業務(以下この章において「取
引の公正の確保に係る業務」という。)に関す
るものに限る。を變更しようとするときは、
大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなけ
ればならない。
第八十五條の二第二項の次に次の二項を加え
る。

証券取引所は、業務規程(取引の公正の確
保に係る業務に関するものを除く。)又は受託
契約準則を變更しようとするときは、大蔵大
臣の認可を受けなければならない。
大蔵大臣は、前項の認可をしようとする
ときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しな
ければならない。
第八十五條の二に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、
その旨を内閣総理大臣に通知するものとす
る。
第九百九條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、
その旨を内閣総理大臣に通知するものとす
る。
第一百十條中「次条」を「次条第一項」に改め、同
条に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、そ
の旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
第一百十一條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の命令をしたときは、そ
の旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
第一百十二條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、そ
の旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
第一百十三條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、そ
の旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
第一百十七條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、

証券取引所は、定款又は業務規程(有価証
券市場における有価証券の売買取引、有価証

券指数等先物取引及び有価証券オプション取
引の公正の確保に係る証券取引所の業務とし
て政令で定める業務(以下この章において「取
引の公正の確保に係る業務」という。)に関す
るものに限る。を變更しようとするときは、
大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなけ
ればならない。
第八十五條の二第二項の次に次の二項を加え
る。

証券取引所は、業務規程(取引の公正の確
保に係る業務に関するものを除く。)又は受託
契約準則を變更しようとするときは、大蔵大
臣の認可を受けなければならない。
大蔵大臣は、前項の認可をしようとする
ときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しな
ければならない。
第八十五條の二に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、
その旨を内閣総理大臣に通知するものとす
る。
第九百九條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、
その旨を内閣総理大臣に通知するものとす
る。
第一百十條中「次条」を「次条第一項」に改め、同
条に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、そ
の旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
第一百十一條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の命令をしたときは、そ
の旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
第一百十二條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、そ
の旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
第一百十三條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、そ
の旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
第一百十七條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、

証券取引所は、定款又は業務規程(有価証
券市場における有価証券の売買取引、有価証

券指数等先物取引及び有価証券オプション取
引の公正の確保に係る証券取引所の業務とし
て政令で定める業務(以下この章において「取
引の公正の確保に係る業務」という。)に関す
るものに限る。を變更しようとするときは、
大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなけ
ればならない。
第八十五條の二第二項の次に次の二項を加え
る。

証券取引所は、業務規程(取引の公正の確
保に係る業務に関するものを除く。)又は受託
契約準則を變更しようとするときは、大蔵大
臣の認可を受けなければならない。
大蔵大臣は、前項の認可をしようとする
ときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しな
ければならない。
第八十五條の二に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、
その旨を内閣総理大臣に通知するものとす
る。
第九百九條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、
その旨を内閣総理大臣に通知するものとす
る。
第一百十條中「次条」を「次条第一項」に改め、同
条に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、そ
の旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
第一百十一條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の命令をしたときは、そ
の旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
第一百十二條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、そ
の旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
第一百十三條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、そ
の旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
第一百十七條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、

証券取引所は、定款又は業務規程(有価証
券市場における有価証券の売買取引、有価証

券指数等先物取引及び有価証券オプション取
引の公正の確保に係る証券取引所の業務とし
て政令で定める業務(以下この章において「取
引の公正の確保に係る業務」という。)に関す
るものに限る。を變更しようとするときは、
大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなけ
ればならない。
第八十五條の二第二項の次に次の二項を加え
る。

証券取引所は、業務規程(取引の公正の確
保に係る業務に関するものを除く。)又は受託
契約準則を變更しようとするときは、大蔵大
臣の認可を受けなければならない。
大蔵大臣は、前項の認可をしようとする
ときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しな
ければならない。
第八十五條の二に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、
その旨を内閣総理大臣に通知するものとす
る。
第九百九條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、
その旨を内閣総理大臣に通知するものとす
る。
第一百十條中「次条」を「次条第一項」に改め、同
条に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、そ
の旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
第一百十一條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の命令をしたときは、そ
の旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
第一百十二條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、そ
の旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
第一百十三條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、そ
の旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
第一百十七條に次の一項を加える。
大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、

証券取引所は、定款又は業務規程(有価証
券市場における有価証券の売買取引、有価証

券指数等先物取引及び有価証券オプション取
引の公正の確保に係る証券取引所の業務とし
て政令で定める業務(以下この章において「取
引の公正の確保に係る業務」という。)に関す
るものに限る。を變更しようとするときは、
大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなけ
ればならない。
第八十五條の二第二項の次に次の二項を加え
る。

その旨を内閣総理大臣に通知するものとす
る。

第百十九条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、第一項の命令をしたときは、
その旨を内閣総理大臣に通知するものとす
る。

第百二十三条に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、大蔵大臣に対し、前項の
相場及び取引高報告書の写しの提出を求め
ることができる。

第百五十四条に次の一項を加える。

前項の規定による権限は、大蔵大臣及び内
閣総理大臣がそれぞれ単独に行使用すること
を妨げない。

第百五十四条の二を削る。

第百五十六條中「大蔵大臣は、証券取引所の
定款、業務規程、受託契約準則その他の規則及
び取引の慣行」を「大蔵大臣及び内閣総理大臣
は、証券取引所の定款及び業務規程その他の規
則（取引の公正の確保に係る業務に関するもの
に限る。）に改め、同条に次の二項を加える。

大蔵大臣は、証券取引所の受託契約準則及
び業務規程その他の規則（取引の公正の確保
に係る業務に関するものを除く。）並びに取引
の慣行について、証券取引所に對し、有価証
券市場における有価証券の売買取引、有価証
券指数等先物取引及び有価証券オプション取
引の公正を確保し、又は投資者を保護するた
め必要かつ適當であると認め変更その他の
処分を命ずることができる。この場合におい
ては、行政手続法第十三条第一項の規定によ
る意見陳述のための手続の区分にかかわら
ず、聴聞を行わなければならない。

大蔵大臣は、前項の命令をしようとするこ
ときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しな
ければならない。

第五章の二中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に
改める。

第百五十六條の三第一項中「信用取引」を「証

券会社が顧客に信用を供与して行う有価証券の
売買その他の取引（以下「信用取引」という。）に
改め、同条第三項中「大蔵省令」を「総理府令・
大蔵省令」に、「添附」を「添付」に改める。

第百五十六條の五中「同条中」の下に「大蔵大
臣及び内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大
臣」とを加え、「とあるのは、」を「とあるのは」
に改める。

第百五十六條の七に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、前項（第三号に係る部分
に限る。）の規定による認可をしようとするこ
ときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなけれ
ばならない。

第百五十六條の八に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、前項の規定による命令を
しようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣
に協議しなければならない。

第百五十六條の十三中「必要である」を「必要
がある」に改め、同条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、有価証券市場における売買取
引を公正にし、又は有価証券の流通を円滑に
するために必要があると認めるときは、内閣
総理大臣に對し、証券金融会社の業務又は財
産に関する資料の提出及び説明を求めること
ができる。

第百六十一條の次に次の一項を加える。

第百六十一條の二 信用取引その他の大蔵省令
で定める取引については、証券会社は、大蔵
省令で定めるところにより、顧客から、当該
取引に係る有価証券の時価に大蔵大臣が有価
証券の売買その他の取引の公正を確保するこ
とを考慮して定める率（百分の三十以上に限
る。）を乗じた額を下らない額の金銭の預託を
受けなければならない。

前項の金銭は、大蔵省令で定めるところに
より、有価証券をもつて充てることができる。

第七章中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め
る。

第八章の章名を削り、第百八十条から第百八
十五条までを次のように改める。

第百八十条から第百八十五条まで 削除

第百八十六條第一項、第二項及び第四項中
「大蔵大臣」を「内閣総理大臣又は大蔵大臣及び
内閣総理大臣」に改める。

第百八十七條中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣、
大蔵大臣及び内閣総理大臣又は大蔵大臣」に改
める。

第百八十八條中「大蔵省令」を「総理府令・大
蔵省令」に改める。

第百八十九條第一項から第三項までの規定中
「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第百九十条第一項中「第百五十六條の十三」を
「第百九十一条中「大蔵省令」を「総理府令・大
蔵省令」に改める。

第百九十一条中「大蔵省令」を「総理府令・大
蔵省令」に改める。

第百九十二条第一項中「大蔵大臣」を「内閣総
理大臣又は大蔵大臣」に改める。

第百九十四条の三を次のように改める。

第百九十四条の三 内閣総理大臣は、証券会社
又は証券金融会社に對し次に掲げる処分をす
ることが有価証券の流通に重大な影響を与え
るおそれがあると認めるときは、あらかじめ、
有価証券の流通の円滑を図るために必要
な措置に關し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三十五條第一項又は第五十四條第一項
若しくは第二項の規定による業務の全部又は
一部の停止の命令

二 第三十五條第一項の規定による第二十八
條第一項の免許の取消し

三 第百五十六條の十二第一項の規定による
業務の全部又は一部の停止の命令

四 第百五十六條の三第二項の免許の取消し

第百九十四條の四中「第百五十六條、第六十六
條、第七十九條の十五及び第百五十四條の二」
を「前条第二項」に、「前条第二項」を「同条第四

項」に改め、同条を第百九十四條の七とする。
第百九十四條の三の次に次の三條を加える。

第百九十四條の四 内閣総理大臣は、次に掲げ
る処分をしたときは、速やかに、その旨を大
蔵大臣に通知するものとする。

一 第二十八條第一項の規定による免許
二 第三十四條の規定による認可

三 第三十五條第一項又は第五十四條第一項
若しくは第二項の規定による命令

四 第三十五條第一項の規定による第二十八
條第一項の免許の取消し

五 第百五十六條の三第一項の規定による免
許

六 第百五十六條の十二第一項の規定による
業務の全部又は一部の停止の命令

七 第百五十六條の十二第二項の規定による
第百五十六條の三第二項の免許の取消し

八 第百五十六條の十四の規定による認可

第百九十四條の五 大蔵大臣は、証券取引に係
る制度の調査、企画又は立案をするため必要
があると認めるときは、内閣総理大臣に對し、
必要な資料の提出及び説明を求めること
ができる。

大蔵大臣は、証券取引に係る制度の調査、
企画又は立案をするため特に必要があると認
めるときは、その必要の限度において、証券
会社、認可を受けた金融機関、証券金融会社
その他の関係者に對し、資料の提出、説明そ
の他の協力を求めることができる。

第百九十四條の六 内閣総理大臣は、この法律
による権限（次に掲げるものを除く。）を金融
監督庁長官に委任する。

一 第二十八條第一項の規定による免許
二 第三十五條第一項の規定による第二十八
條第一項の免許の取消し

三 第六十八條第二項の規定による認可

四 第七十二条又は第七十九條の十三第一項
の規定による第六十八條第二項の認可の取
消し

五 第八十一条第二項の規定による免許
六 第八十五条又は第百五十五条第一項(同項第一号に係る部分に限る)の規定による第八十一条第二項の免許の取消し
七 第百五十六条の三第一項の規定による免許
八 第百五十六条の十二第一項の規定による第百五十六条の三第一項の免許の取消し
九 第百九十四条の四(同条第一号、第四号、第五号及び第七号に係る部分に限る)の規定による通知

金融監督庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会(以下この条及び次条において「委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融監督庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第五十五条の規定による権限(有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に限るものに限る。)

二 第六十五条の二第七項(同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による権限(有価証券の売買その他の取引又は第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二項第八項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に限るものに限る。)

三 第七十九条の十四の規定による権限(有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等の公正の確保に係る証券業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

四 第百五十四条の規定による権限(有価証券市場における有価証券の売買取引、有価

証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

委員会は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、この法律の規定による権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第九章を第八章とする。

第百九十七条第四号及び第七号並びに第百九十九条第一号の五中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二百五条第十五号中「第百五十六条の十三」を「第百五十六条の十三第一項」に改める。

第二百六条第一号中「第七十六条、第八十五条の二第一項」を「第七十六条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第二項」に、「第百十三條後段」を「第百十三條第一項後段」に改め、同条第二号中「第七十七条又は第八十五条の二第二項前段」を「第七十七条第一項又は第八十五条の二第四項前段」に改め、同条第四号中「第百五十六條の十三」を「第百五十六條の十三第一項」に改め、同条第五号中「第百十條」を「第百十條第一項」に改め、同条第六号中「第百十一條」を「第百十一條第一項」に改め、同条第七号中「第百十二條」を「第百十二條第一項」に改め、同条第八

号中「第百五十六條の七」を「第百五十六條の七第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に改める。第二百八条第一号中「第四十九條第一項」を削り、「第百三十二條第一項の下に、第百六十一條の二第一項を加え、同条第二号中「第七十九條の十九第三項、第八十五条の二第二項後段、第百九條、第百十七條」を「第七十九條の十八第三項、第八十五条の二第四項後段、第百九條第一項、第百十七條第一項」に改め、同条第七号中「第七十九條の四若しくは第百二十三條」を「第七十九條の四第一項若しくは第百二十三條第一項」に改める。

第十章を第九章とする。

第二百二十四条第一項中「財務局又は財務支局の職員のうち、犯罪事件の調査を担当する者として、財務局長又は財務支局長が委員会の承認を得て」を「前項の規定により財務局長又は財務支局長が」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

財務局長又は財務支局長は、委員会の承認を得て、財務局又は財務支局の職員のうち、犯罪事件の調査を担当する者を指定するものとする。

第十一章を第十章とする。

(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正)
第十五条 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

本則(第三条第五項を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第三条第五項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第十二条第一号中「第九項並びに」を「第九項」に改め、「第十一項」の下に並びに「第二十五條の二第二項」を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)

第二十五条の二 大蔵大臣は、料率団体に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、料率団体に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、料率団体又は会員に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(金融監督庁長官への権限の委任)
第二十五条の三 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第三条第一項の規定による設立の認可
二 第十四条の規定による第三条第一項の設立の認可の取消し

(水産業協同組合法の一部改正)
第十六条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十七條」を「第百二十七條の四」に改める。

第十一条の三第二項中「第百二十七條第一項」の下に、「第百二十七條の二第一号、第百二十七條の三第五号」を加える。

第八十七條の二第二項中「主務省令」を「農林水産省令」に改める。

第百二十七條第二項中「第四項」の下に「及び第五項」を加え、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第七項中「第一項の規定」を「この法律」に、「主務大臣の権限」を「農林水産大臣の権限及び前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限」に改め、「地方支分部局長」の下に「(金融監督庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長)」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「主務大臣」を「農林水産大臣、内閣総理大臣及び大

蔵大臣に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第十二条第四項(第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第九十条第一項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する倉庫業法第十二条の主務省令は、農林水産大臣及び運輸大臣の発する命令とする。

第二百二十七条中第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第十一条の三第一項(第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第九十条第一項において準用する場合を含む。第三号、次条第二号及び第二百二十七条の三第六号において同じ。)の規定による認可

二 第六十四条(第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第九十条第四項において準用する場合を含む。第二百二十七条の三第二号において同じ。)の規定による設立の認可

三 第二百二十四条第三項の規定による第十一条の三第一項の認可の取消し

四 第二百二十四条の二の規定による解散の命令

五 前各号に掲げる処分に係る第二百二十七条の三の規定による通知

第二百二十七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第十一条第三項第五号、第十一条の五第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第九十条第一項において準用する場合を含む。、第八十七条第四項第五号、第九十三条第二項第五号及び第九十七条第三項第五号に規定する主務大臣は、農林水産大臣、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。

第八章中第二百二十七条の次に次の三条を加える。

(大蔵大臣への協議)

第二百二十七条の二 農林水産大臣及び内閣総理大臣は、第十一条第一項第二号、第八十七条

第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合(都道府県の区域を超える区域を地区とする組合並びに都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会に限る。次条において同じ。)に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二百二十三条の二第二項又は第二百二十四条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令(信用事業に関するものに限る。)

二 第二百二十四条第三項の規定による第十一条の三第一項の認可の取消し

三 第二百二十四条の二の規定による解散の命令

(大蔵大臣への通知)

第二百二十七条の三 内閣総理大臣は、第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合に対し次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 第十一条の三第一項又は第三項(同項の規定にあつては、信用事業規程の廃止に係る場合に限る。)(これらの規定を第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第九十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による認可

二 第六十四条の規定による設立の認可

三 第六十八條第二項(第九十六条第五項において準用する場合を含む。)、第六十九条第二項(第九十一条の三第二項(第九十条第五

項において準用する場合を含む。)、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第九十条第五項において準用する場合を含む。又は第九十一条の二第二項(第九十条第五項において準用する場合を含む。))の規定による認可

四 第九十一条の二第四項第二号(第九十条第五項において準用する場合を含む。))に規定する不認可の処分

五 第二百二十三条の二第一項若しくは第二項又は第二百二十四条第一項若しくは第二項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含み、信用事業に関するものに限る。)

六 第二百二十四条第三項の規定による第十一条の三第一項の認可の取消し

七 第二百二十四条の二の規定による解散の命令

(大蔵大臣への資料提出等)

第二百二十七条の四 大蔵大臣は、第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第十七条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百十一条」を「第百十一条の二」に改める。

第九條の七の五第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第九條の八第二項第六号、第八号及び第十号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同項第十二号中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」及び「大蔵大臣」に改め、同条第九項中「大蔵省令」

を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百六條の三中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第百一十一條第一項第二号及び第三号中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「主務大臣」を「通商産業大臣及び金融監督庁長官」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「権限」の下に「(内閣総理大臣にあつては、特定権限を除く。)」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 金融監督庁長官は、政令の定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長若しくは財務支局長又は都道府県知事に委任することができる。

第百一十一條第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律による権限(信用協同組合、火災共済協同組合及び第九條の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に係るものに限る。次項において「特定権限」というものを、次に掲げるものを除き、金融監督庁長官に委任する。

一 第九條の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に対する第二十七條の二第一項の規定による設立の認可

二 第九條の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に対する第百六條第四項の規定による解散の命令

三 第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会に対する第百六條の三において準用する保険業法第百三十三條(免許の取消し等)の規定による設立の認可の取消し

第五章中第百一十一條の次に次の一條を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)

第百一十一條の二 大蔵大臣は、火災共済協同組合に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣

に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第十八条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号、第四条第二項及び第四項、第五条の四第十二項並びに第五条の五第九項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第六条第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「並びに第五十六条第一号」を、「第五十六条第一号」に改め、「告示」の下に「並びに第五十七条の四(大蔵大臣への資料提出等)」を加え、同条第二項中「第十四条の二」の下に「及び第五十七条の四第一項」を加え、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「協同組合による金融事業に関する法律」の下に「(昭和二十四年法律第百八十三号)」を、「命じた」との下に、「同法第五十七条の四第二項中「銀行その他の関係者」とあるのは「都道府県の区域を越える区域を地区とする信用協同組合等(協同組合による金融事業に関する法律第二十一条(出資の金額)に規定する信用協同組合等)をいう。」その他の関係者」とを加える。

第六条の二の次に次の二条を加える。

(大蔵大臣への協議)

第六条の三 行政庁は、信用協同組合等(都道府県の区域を越える区域を地区とする信用協同組合等に限る。)に対し次に掲げる処分をするものが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 中小企業等協同組合法第百六条第四項の規定による解散の命令

二 第六條第一項において準用する銀行法

(以下第七條までにおいて「銀行法」という。)第二十六條第一項又は第二十七條業務の停止等)の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

三 銀行法第二十七條又は第二十八條(免許の取消し等)の規定による解散命令

(大蔵大臣への通知)

第六條の四 行政庁は、信用協同組合等(都道府県の区域を越える区域を地区とする信用協同組合等に限る。)に対し次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。第七條の二の規定による届出(内閣総理大臣及び大蔵大臣の定めるものに限る。)があつたときも、同様とする。

一 中小企業等協同組合法第二十七條の二第一項の規定による設立の認可

二 中小企業等協同組合法第五十七條の三第三項又は第六十三條第三項の規定による認可

三 中小企業等協同組合法第百六條第四項の規定による解散の命令

四 銀行法第二十六條第一項又は第二十七條(業務の停止等)の規定による命令(解散命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。)

五 銀行法第二十七條又は第二十八條(免許の取消し等)の規定による解散命令

六 銀行法第三十七條第一項(同項第三号に係る部分に限る。)(解散の認可)の規定による認可

第七條第一項中「第六條第一項において準用する」を削り、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「同法」を「銀行法」に改め、同条第二項中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律の規定による」を「前項の規定により委任された」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げる権限で都道府県の区域を越える区域

を地区とする信用協同組合連合会に係るものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 前条(同条第一号、第三号及び第五号に係る部分に限る。)の規定による通知

二 銀行法第二十七條又は第二十八條(免許の取消し等)の規定による解散命令

三 銀行法第五十六條(同条第二号に係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定による告示

第七條の二及び第七條の五中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に改める。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第十九條 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五條」を「第五十四條の二・第五十五條」に改める。

本則(第五十四條を除く。)(中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「主務省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第五十四條を次のように改める。

(権限の委任)

第五十四條 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第十七條第一項の規定による設立の認可

二 前条の規定による設立の認可の取消し

2 金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第八章中第五十五條の前に次の一条を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)

又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、組合に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(地方税法の一部改正)

第二十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第七項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(証券投資信託法の一部改正)

第二十一條 証券投資信託法(昭和二十六年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。

本則(第五條第六項第七号、第十二條第二項第十二号、第十七條、第二十條第一項及び第二十四條の五から第二十四條の八までの規定を除く。)(中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第五條第六項第七号、第十二條第二項第十二号、第十七條、第二十條第一項及び第二十四條の五から第二十四條の八までの規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二十七條の次に次の二条を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)

第二十七條の二 大蔵大臣は、証券投資信託に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、委託会社、受託会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

2 大蔵大臣は、証券投資信託に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、委託会社、受託会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(金融監督庁長官への権限の委任)

第二十七條の三 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第六條第一項の規定による免許
二 第二十二條第一項又は第二十三條第一項の規定による第六條第一項の免許の取消し（信用金庫法の一部改正）

第二十二條 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

本則（第五十三條第三項第七号及び第十五項、第五十四條第四項第七号、第八十六條並びに第八十八條を除く。）中「大蔵大臣を内閣総理大臣に」、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第五十三條第三項第七号及び第十五項並びに第五十四條第四項第七号中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に改める。

第八十六條中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に、「第八十八條まで」を「第八十七條の三まで及び第八十八條」に改める。

第八十七條の三の次に次の一条を加える。
（大蔵大臣への通知）

第八十七條の四 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。第八十七條の規定による届出（同条第三号に係るもの）のうち総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。があつたときも、同様とする。

一 第四條の規定による免許
二 第五十八條第三項の規定又は第八十九條

第一項において準用する銀行法（以下この条及び次条において「銀行法」という。）第三十七條第一項（同項第一号及び第三号に係る部分に限る。）（廃業及び解散の認可）の規定による認可

三 銀行法第二十六條第一項又は第二十七條（業務の停止等）の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）

四 銀行法第二十七條又は第二十八條（免許の取消し等）の規定による第四條の免許の取消し

第八十八條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」

に、「この法律の規定による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（次に掲げるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

一 第四條の規定による免許

二 前条（同条第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定による通知

三 銀行法第二十七條又は第二十八條（免許の取消し等）の規定による第四條の免許の取消し

四 銀行法第五十六條（同条第二号に係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定による告示

第八十九條第一項中「並びに第五十六條第一号」を「第五十六條第一号」に改め、「告示」の下に、「第五十七條の二（大蔵大臣への協議）並びに第五十七條の四（大蔵大臣への資料提出等）」を加える。

（長期信用銀行法の一部改正）
第二十三條 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

本則（第二十二條を除く。）中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣に」、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二十二條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律の規定による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（次に掲げるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

一 第四條第一項の規定による免許

二 第十七條において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第二十七條又は第二十八條（免許の取消し等）の規定

による第四條第一項の免許の取消し
三 銀行法第五十六條（同条第二号に係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定による告示

四 銀行法第五十七條の三（同条第一号及び第四号に係る部分に限る。）（大蔵大臣への通知）の規定による通知

（貸付信託法の一部改正）

第二十四條 貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項第十五号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第四條、第五條第一項、第六條第一項及び第九條中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十五條の次に次の一条を加える。
（金融監督庁長官への権限の委任）

第十六條 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

（中小漁業融資保証法の一部改正）
第二十五條 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十四條」を「第八十四條・第八十四條の二」に改める。

第八十四條第一項本文中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、第二條第三項、第六十九條第一項及び第四項、第七十六條並びに第七十七條にあつては、農林水産大臣及び大蔵大臣とする。

第八十四條第二項中「主務大臣の権限」を「農林水産大臣の権限及び前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限」に改め、「地方支分部局の長」の下に「（金融監督庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長）」を加え、「行わせる」を「委任する」に改め、同項

を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。
2 第六十五條及び第六十六條に規定する主務大臣の権限は、前項本文の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

3 この法律における主務省令は、農林水産省令・総理府令・大蔵省令とする。

4 内閣総理大臣は、この法律による権限（次に掲げるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

一 第五十條の規定による設立の認可
二 第六十七條第二項の規定による解散の命令

第四章中第八十四條の次に次の一条を加える。
（大蔵大臣への資料提出等）

第八十四條の二 大蔵大臣は、協会の制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（信用保証協会法の一部改正）
第二十六條 信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九條」を「第三十九條の二」に改める。
第三十八條及び第三十九條を次のように改める。

（主務大臣等）

第三十八條 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び通商産業大臣とする。ただし、第三十五條に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣又は通商産業大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

2 この法律における主務省令は、総理府令・大蔵省令・通商産業省令とする。

（大蔵大臣への資料提出等）
第三十九條 大蔵大臣は、協会に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認め

る。

めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。
第七章中第三十九条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第三十九条の二 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く)を金融監督庁長官に委任する。

- 一 第六条第一項の規定による設立の認可
- 二 第三十六条第二項の規定による設立の認可の取消し

2 前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限及びこの法律の規定による通商産業大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長(当該金融監督庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長又は地方公共団体の長に委任することができる)。

(労働金庫法の一部改正)

第二十七条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第五十八条第二項第十三号、第五十八条の二第二項第十一号、第九十条及び第九十一条を除く)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令・労働省令」に改める。

第五十八条第二項第十三号、第五十八条の二第一項第十一号及び第九十条中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣、大蔵大臣」に改める。

第九十条第一項中「並びに第五十六条第一号」を、「第五十六条第二号」に改め、「告示」の下に、「第五十七条の二(大蔵大臣への協議)並びに第五十七条の四第一項(大蔵大臣への資料提出等)」を加え、同条第二項中「規定」の下に「同法第十四条の二及び第五十七条の四第一項を除く」を、「労働大臣」との下に、「同法第十四条の二中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」とあるのは「内閣総理大臣、大蔵大臣及び労働大臣」とを加える。

第九十六条の二の次に次の一条を加える。

(大蔵大臣への通知)

第九十六条の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。第九十一条(届出事項)の規定による届出(同条第三号に係るものうち総理府令・大蔵省令・労働省令で定めるものに限る)があつたときも、同様とする。

- 一 第六条(事業免許)の規定による免許
- 二 第六十二条第三項(合併及び事業等の譲渡又は譲受け)の規定又は第九十四条第一項において準用する銀行法(以下第九十八条条までにおいて「銀行法」という)第三十七条第一項(同項第一号及び第三号に係る部分に限る)。(廃業及び解散の認可)の規定による認可

三 第九十五条第一項(業務の停止等)の規定又は銀行法第二十六条第一項(業務の停止等)の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む)。

四 第九十五条(事業免許の取消し等)の規定による事業の免許の取消し
第九十七条中「第九十四条第一項において準用する」を削り、「同法」を「銀行法」に改める。
第九十八条を次のように改める。

(権限の委任)
第九十八条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(次に掲げるものを除く)を金融監督庁長官に委任する。

- 一 第六条(事業免許)の規定による免許
- 二 第九十五条(事業免許の取消し等)の規定による事業の免許の取消し
- 三 第九十六条の三(同条第一号及び第四号に係る部分に限る)。(大蔵大臣への通知)の規定による通知
- 四 銀行法第五十六条(同条第二号に係る部分に限る)。(内閣総理大臣の告示)の規定による告示

2 前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限及びこの法律の規定による労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長(当該金融監督庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長又は都道府県知事に委任することができる)。

(外国為替銀行法の一部改正)
第二十八条 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第十六条を除く)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。
第十六条中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律の規定による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(次に掲げるものを除く)を金融監督庁長官に委任する。

- 一 第四条第一項の規定による免許
- 二 第十一条において準用する銀行法(以下この項において「銀行法」という)第二十七条又は第二十八条(免許の取消し等)の規定による第四條第一項の免許の取消し

三 銀行法第五十六条(同条第二号に係る部分に限る)。(内閣総理大臣の告示)の規定による告示
四 銀行法第五十七条の三(同条第一号及び第四号に係る部分に限る)。(大蔵大臣への通知)の規定による通知
附則第四項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第五項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。
(自動車損害賠償保障法の一部改正)
第二十九条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十八条の二第二項、第四項及び第六項、第二十八条の三第五項、第二十九条の二第三項並びに第三十二条を除く)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十六条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。
第二十七条第一項中「同条第二項」を「同条第七項」に、「主務大臣」を「農林水産大臣」に改める。

第二十七条の二第二項中「同条第二項の規定により主務大臣」を「同条第七項の規定により農林水産大臣」に改め、同条第二項の規定により主務大臣の権限の一部を委任された都道府県知事」を「同条第七項の規定により農林水産大臣の権限の一部を委任された都道府県知事」に、「同条第二項の規定により主務大臣の権限の一部を委任された地方支分部局の長」を「同条第三項の規定により主務大臣の権限の一部を委任された地方支分部局の長」に改める。

第二十八条の二第二項中「省令」を「農林水産省令」に改め、「運輸大臣」の下に「並びに内閣総理大臣」を加え、同条第四項及び第六項中「運輸大臣」の下に「並びに内閣総理大臣」を加える。

第二十九条の三第五項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣、大蔵大臣」に改める。
第二十九条の二第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第三十一条中「大蔵省令」を「金融監督庁」に改める。
第三十二条中「審議会は、」の下に「内閣総理大臣又は」を加える。

第三十九条中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。
第八十四条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限(第三十五条の規定による権限を除く)を金融監督

督庁長官に委任する。

(金融制度調査会設置法の廃止)

第三十条 金融制度調査会設置法(昭和三十一年法律第百三十五号)は、廃止する。

(租税特別措置法の一部改正)

第三十一条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第三十七条の十一第四項第一号中「第四十九条第一項」を「第六十一条の二第一項」に改める。

第六十七条の九第一項の表第一号及び第二号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同表第五号中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同表第二項の表第一号及び第二号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同表第五号中「第五十六条の二第三項」を「第五十六条第三項」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第三十二条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。
目次中「第七十二条」を「第七十二条・第七十二条の二」に改める。

第七十二条の見出しを「(主務大臣等)」に改め、同条第一項本文中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、第二第三項、第五十九条第一項及び第六十六条第一項第一号にあつては、農林水産大臣及び大蔵大臣とする。

第七十二条第二項中「主務大臣の権限」を「農林水産大臣の権限及び前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限について」に、「行なわせる」を「委任する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 第五十五条及び第五十六条に規定する主務大臣の権限は、前項本文の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ

れ単独に行使することを妨げない。

3 この法律において「主務省令」とあるのは、農林水産省令・総理府令・大蔵省令とする。

4 内閣総理大臣は、この法律による権限次に掲げるものを除く。を金融監督庁長官に委任する。

一 第二十六条の規定による設立の認可
二 第五十七條第二項の規定による解散の命令
第四章中第七十二条の次に次の一条を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)
第七十二条の二 大蔵大臣は、基金協会の制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(地震保険に関する法律の一部改正)
第三十三条 地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「社員」の下に「(第九条の二において「保険会社」という。)」を加える。
第九条の次に次の三条を加える。

(協議)
第九条の二 内閣総理大臣は、地震保険契約によつて保険会社等が負う保険責任を再保険する保険会社に対し、保険業法第三百十一條の二第一項各号に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

(通知等)
第九条の三 内閣総理大臣は、第一号に掲げる場合に該当するときはあらかじめ、第二号から第五号までに掲げる場合のいずれかに該当するときは遅滞なく、その旨及びその内容を大蔵大臣に通知するものとする。

一 保険業法第三百三十一條、第二百三十三條又は第二百二十九條の規定による変更の命令で

あつて、政府の再保険に係る地震保険契約に関するものをしようとするとき。

二 保険業法第四條第一項、第八十七條第一項又は第二百二十條第一項に規定する免許申請書が提出された場合において、それに添付された事業方法書に政府の再保険に係る地震保険契約に関する記載があつたとき。

三 保険業法第二百三十三條第一項(同法第二百七條において準用する場合を含む。)又は第二百二十五條第一項の規定による変更の認可の申請であつて、政府の再保険に係る地震保険契約に関するものがあつたとき。

四 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)第十條第一項又は第十條の六第三項の規定による届出であつて、政府の再保険に係る地震保険契約に関するものがあつたとき。

五 損害保険料率算出団体に関する法律第十條の五第五項又は第十條の六第十項の規定による認可の申請であつて、政府の再保険に係る地震保険契約に関するものがあつたとき。

2 大蔵大臣は、前項の通知を受けた場合において、この法律に規定する政府の再保険事業の健全な経営を確保するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、意見を述べることが出来る。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により大蔵大臣から意見が述べられたときは、その意見を尊重するものとする。

(金融監督庁長官への権限の委任)
第九条の四 内閣総理大臣は、この法律による権限(第九条の二の規定による権限のうち保険業法第三百十一條の二第一項第二号に掲げる処分に係るものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

(登録免許税法の一部改正)
第三十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第

三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号の二中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)
第三十五条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

本則(第三十條を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第六條に次の一項を加える。
10 内閣総理大臣は、第一項の認可をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

第三十條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律による」を「政令で定めるところにより、前項の規定により委任された」に、「行なわせる」を「委任する」に改め、同條を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるところを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)
第三十六條 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条の二」を「第三十二条の五」に改める。
本則(第八條第十項、第二十一條の二、第二十四條第一項及び第三十二條を除く。)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第八條第十項中「法務省令、大蔵省令」を「総理府令・法務省令・大蔵省令」に改める。
第十七條第一項中「信用取引等の場合の保証金の預託」を削る。
第二十一條の二を削る。

第二十四條第一項中「こえない」を「超えない」に、「大蔵大臣の」を「総理府令・大蔵省令で」に改める。

第三十二條を次のように改める。

(大蔵大臣への協議)

第三十二條 内閣総理大臣は、外国証券会社に對し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十二條第一項の規定による第三條第一項の免許の取消し

二 第十二條第一項の規定又は第二十條において準用する証券取引法第五十四條第一項若しくは第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

第三十二條の二「第二十一條の二」を「前條第二項に」、「前條第二項」を「同條第四項」に改め、第四條中同條を第三十二條の五とする。

第三十二條の次に次の三條を加える。

(大蔵大臣への通知)

第三十二條の二 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 第三條第一項の規定による免許

二 第十一條の規定による認可

三 第十二條第一項の規定による第三條第一項の免許の取消し

四 第十二條第一項の規定又は第二十條において準用する証券取引法第五十四條第一項若しくは第二項の規定による命令

(大蔵大臣への資料提出等)

第三十二條の三 大蔵大臣は、外国証券会社に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に對し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、外国証券会社に係る制度の調

査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、外国証券会社に對し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(権限の委任)

第三十二條の四 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く)を金融監督庁長官に委任する。

一 第三條第一項の規定による免許

二 第十二條第一項の規定による第三條第一項の免許の取消し

三 第三十二條の二(同條第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定による通知

2 金融監督庁長官は、前項の規定により委任された権限(有価証券の売買その他の取引又は証券取引法第三十八條第一項に規定する有価証券指数等先物取引等、有価証券オプショ

ン取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る)を証券取引等監視委員会(以下この条及び次条において「委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融監督庁長官が自ら行うことを妨げない。

3 金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

4 委員会は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第三十八條の二「証券取引法第二十條第一項」を「同法第二十條第一項」に、「第十一

章」を「第十章」に改める。

第三十九條第一項第一号中「第四十九條第一項又は」を削る。

(預金保険法の一部改正)

第三十七條 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十七條」を「第六十七條の二」に改める。

第二十一條第三項中「大蔵大臣が」を「大蔵大臣及び内閣総理大臣がそれぞれに」改める。

第五十五條第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同條に次の一項を加える。

3 機構は、前二項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

第五十六條第一項第一号中「前條」を「前條第一項又は第二項」に改め、同條第四項中「大蔵大臣」を「大蔵大臣及び内閣総理大臣」に、「第八十一條の三第三項」を「第八十一條の三第四項」に、「大蔵大臣及び」を「大蔵大臣並びに内閣総理大臣及び」に改め、同條を同條第五項とし、同條第三項第一号中「前條」を「前條第一項又は第二項」に改め、同條を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 大蔵大臣は、前項の規定により第一項の期限を延長する場合には、内閣総理大臣の同意を得なければならない。

第五十七條第一項第二号中「第五十五條」を「第五十五條第一項又は第二項」に改め、同條第二項中「前條第三項」を「前條第四項」に改め、同條第五項中「前條第四項」を「前條第五項」に改める。

第五十九條第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同條第四項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 機構は、第一項又は第二項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

第六十條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大

臣」に、「前條第四項」を「前條第五項」に改め、同條第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同條に次の一項を加える。

3 機構は、第一項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

第六十一條第一項及び第三項から第六項までの規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同條に次の一項を加える。

7 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

第六十二條第一項及び第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同條第四項中「第六項」を「第七項」に改める。

第六十三條第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同條第三項中「第五十九條第四項第一号」を「第五十九條第五項第一号」に、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同條第四項及び第六項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第六十四條第三項中「大蔵大臣」を「大蔵大臣及び内閣総理大臣」に、「大蔵大臣及び」を「大蔵大臣並びに内閣総理大臣及び」に改める。

第六十五條中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第六十六條第一項及び第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同條に次の一項を加える。

4 機構は、第一項又は前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

(大蔵大臣への協議)

第六十七條の二 内閣総理大臣は、その行おうとする道徳性の認定に係る合併等のために機構による資金援助が行われたならば、機構の財務の状況が著しく悪化し信用秩序の維持

に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならぬ。

第六十八條、第六十九條、第七十條第一項及び第七十三條第六項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第七十四條第四項及び第十一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

12 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならぬ。

第七十九條第一項及び第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第八十一條の三第三項中「場合において、当該金融機関が信用協同組合であるときは都道府県知事に協議し、を」ときは、内閣総理大臣に、「労働大臣」を、「内閣総理大臣及び労働大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

4 大蔵大臣は、前項の同意を得て、第一項の認可を行う場合において、当該金融機関が信用協同組合であるときは、都道府県知事に協議しなければならぬ。

第八十一條の四第五項中「第五十六條第四項」を「第五十六條第五項」に改める。

第八十三條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律の規定による」を「前項の規定により委任されたに」、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

第八十七條第二号中「第五十六條第四項」を「第五十六條第五項」に改める。

第九十一條に次の一号を加える。

八 第五十五條第三項、第五十九條第四項、第六十條第三項、第六十一條第七項（第六

十二條第四項において準用する場合を含む）、第六十六條第四項又は第七十四條第十二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

附則第八條第一項第一号及び第六号中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第十六條第一項及び第二項中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、同条第三項中「規定は、の下に「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を加え、同条第四項中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

附則第十七條第三項中「及び」の下に「第四項並びに」を、「規定は、の下に「大蔵大臣が」を加える。

附則第二十二條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十八條 農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十三條中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する内閣総理大臣の権限は、金融監督庁長官に委任する。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）
第三十九條 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五十七條に次の一項を加える。

4 機構は、第一項又は前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に通知しなければならぬ。

第五十八條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 主務大臣は、前項の規定により第一項の期限を延長するときは、内閣総理大臣の同意を得なければならぬ。

条第五項に改める。
第六十五條中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 主務大臣は、前項の認可を行うときは、内閣総理大臣の同意を得なければならぬ。

第六十八條の二中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、第一項の認可を行うときは、内閣総理大臣の同意を得なければならぬ。

第六十八條の三第五項中「第五十八條第四項」を「第五十八條第五項」に改める。

第七十條の見出しを（主務大臣等）に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第五十七條第二項及び第三項、第三章第四節（第六十五條第三項及び第四項を除く。）並びに前条に規定する主務大臣は農林水産大臣及び内閣総理大臣とし、第二十一條第三項及び第五十八條第五項、第五十九條第五項及び第六十八條の三第五項において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣は農林水産大臣、大蔵大臣及び内閣総理大臣とする。

第七十條に次の二項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

3 この法律における主務省令は、農林水産省令・大蔵省令とする。

第七十二條第一項第二号中「第五十八條第四項」を「第五十八條第五項」に、「第六十五條第四項」を「第六十五條第五項」に改める。

第七十六條に次の一号を加える。
八 第五十七條第四項の規定による通知をせず、又は不正の通知をしたとき。

第十二條 第七十條第一項本文の規定にかかわらず、附則第二條第二項に規定する主務大臣は農林水産大臣及び内閣総理大臣とし、附則第七條第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六十三條第六項並びに附則第七條第四項に規定する主務大臣は農林水産大臣、大蔵大臣及び内閣総理大臣とする。

（銀行法の一部改正）
第四十條 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

本則（第十四條の二及び第五十九條を除く。）中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第十四條の二中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に改める。

第五十七條の次に次の三條を加える。

（大蔵大臣への協議）
第五十七條の二 内閣総理大臣は、銀行に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならぬ。

一 第二十六條第一項又は第二十七條の規定による業務の全部又は一部の停止の命令
二 第二十七條又は第二十八條の規定による第四條第一項の免許の取消し
（大蔵大臣への通知）
第五十七條の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

第五十三條の規定による届出（同条第五号に係るもの）のうち総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。）があつたときも、同様とする。

一 第四條第一項の規定による免許
二 第十六條の二第二項（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二條第四項に規定する破綻金融機関に該当する銀行の株式の取得又は所有に係る場合に限る）、第三

十条第一項から第三項まで又は第三十七條第一項の規定による認可
三 第二十六條第一項又は第二十七條の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む)
四 第二十七條又は第二十八條の規定による第四條第一項の免許の取消し
(大蔵大臣への資料提出等)
第五十七條の四 大蔵大臣は、銀行に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、銀行に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、銀行その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。
第五十九條中「大蔵大臣を」を「金融監督庁長官に」、「この法律による」を「前項の規定により委任されたに」、「行わせるを」を「委任するに」改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く)を金融監督庁長官に委任する。

一 第四條第一項の規定による免許
二 第二十七條又は第二十八條の規定による第四條第一項の免許の取消し
三 第五十六條(同条第二号に係る部分に限る)の規定による告示
四 第五十七條の三(同条第一号及び第四号に係る部分に限る)の規定による通知
附則第五條第一項中「大蔵大臣を」を「内閣総理大臣に」改め、同条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。
附則第十一條、第十七條及び第十八條並びに附則第二十條の見出し中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十四條 行財政改革・税制等に関する特別委員会

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)
第四十一條 貸金業の規制等に関する法律 昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。
本則(第四十五條を除く)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。
第四十四條の次に次の一項を加える。
(大蔵大臣への資料提出等)
第四十四條の二 大蔵大臣は、貸金業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、貸金業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、貸金業者(内閣総理大臣の登録を受けた者に限る)又は協会若しくは連合会に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。
第四十五條中「大蔵大臣を」を「金融監督庁長官に」、「この法律による」を「前項の規定により委任されたに」改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く)を金融監督庁長官に委任する。
附則第九條に後段として次のように加える。
この場合において、同法第七條及び第八條中「大蔵大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第十條中「大蔵大臣は、政令で定めるところにより」とあるのは「内閣総理大臣は」と、「の全部又は一部」とあるのは「(政令で定めるものを除く)」と、「都道府県知事」とあるのは「金融監督庁長官」と、「委任することができ」とあるのは「委任する」とする。
附則第九條に次の二項を加える。
2 大蔵大臣は、前項に規定する政令で定める

者に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。
3 大蔵大臣は、第一項に規定する政令で定める者に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該政令で定める者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。
(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正)
第四十二條 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
附則第九條第一号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。
(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)
第四十三條 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。
本則(第十條第十一項及び第五十一條を除く)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。
第十條第十一項中「法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令・大蔵省令」に改める。
第三十三條中「第四十九條」を「第五十六條の三第一項」に改める。
第五十一條を次のように改める。
(大蔵大臣への資料提出等)
第五十一條 大蔵大臣は、投資顧問業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、投資顧問業に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該政令で定める者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。
(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)
第四十三條 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。
本則(第十條第十一項及び第五十一條を除く)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。
第十條第十一項中「法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令・大蔵省令」に改める。
第三十三條中「第四十九條」を「第五十六條の三第一項」に改める。
第五十一條を次のように改める。
(大蔵大臣への資料提出等)
第五十一條 大蔵大臣は、投資顧問業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

と認めるときは、その必要の限度において、投資顧問業者又は証券投資顧問業協会若しくは全国証券投資顧問業協会連合会に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。
第五十一條の次に次の一項を加える。
(権限の委任)
第五十一條の二 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く)を金融監督庁長官に委任する。
一 第二十四條第一項の規定による認可
二 第三十九條第一項の規定による第二十四條第一項の認可の取消し
2 金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)
第四十四條 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。
本則(第四十五條を除く)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。
第三十八條第二項中「この章の下に」及び「次章」を加える。
第四十四條の次に次の一項を加える。
(大蔵大臣への資料提出等)
第四十四條の二 大蔵大臣は、投資顧問業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、投資顧問業に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該政令で定める者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。
(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)
第四十三條 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。
本則(第十條第十一項及び第五十一條を除く)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。
第十條第十一項中「法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令・大蔵省令」に改める。
第三十三條中「第四十九條」を「第五十六條の三第一項」に改める。
第五十一條を次のように改める。
(大蔵大臣への資料提出等)
第五十一條 大蔵大臣は、投資顧問業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

第四十五条中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律による」を「前項の規定により委任されたに」、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限（第二十七條第一項及び第二項の規定による権限を除く。）を金融監督庁長官に委任する。

（金融先物取引法の一部改正）

第四十五條 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十條の二」を「第九十條」に改める。

本則（第三十七條第二項及び第四十三條第一項を除く。）中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第十三條第一項及び第十四條中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

第十七條第一項中「業務規程又は受託契約準則」を「又は業務規程（金融先物取引の公正の確保に係る金融先物取引所の業務として政令で定める業務）次項及び第五十五條において「取引の公正の確保に係る業務」という。）に関するものに限る。」に改め、「大蔵大臣の下に」及び「内閣総理大臣」を加え、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 業務規程（取引の公正の確保に係る業務に関するものを除く。）又は受託契約準則の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 大蔵大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第十七條に次の一項を加える。

5 大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第二十七條第三項、第三十條第二項及び第三十三條中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」

を加える。

第三十八條に次の一項を加える。

2 大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第三十九條に次の一項を加える。

2 大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第四十三條第二項中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、大蔵大臣に対し、前項の相場及び取引高報告書の写しの提出を求めることができる。

第四十五條中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

第四十八條第二項を次のように改める。

2 金融先物取引所は、大蔵大臣が、取引の事情を考慮して金融先物取引の受託について受託契約準則で定めるべき委託証換金の料率の下限を定めたときは、これを下回る料率を定めてはならない。

第四十九條第二項及び第三項中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

第五十二條第一項中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による権限は、大蔵大臣及び内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。ただし、大蔵大臣の金融先物取引所の会員に対する同項の規定による権限は、これを単独に行使しないものとする。

第五十二條の二を削る。

第五十三條及び第五十四條中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

第五十五條中「大蔵大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、

理大臣」を加え、「業務規程、受託契約準則その他の規則」及び「業務規程その他の規則（取引の公正の確保に係る業務に関するものに限る。）」に、「又は」を「又は」に改め、同条に次の二項を加える。

2 大蔵大臣は、金融先物取引所に対し、当該金融先物取引所の受託契約準則及び業務規程その他の規則（取引の公正の確保に係る業務に関するものを除く。）について、金融先物取引の公正を確保し、又は委託者を保護するため必要と認める変更その他の処分を命ずることができる。

3 大蔵大臣は、前項の規定による処分を命じようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第五十六條、第五十七條第一項、第五十八條第一項、第五十九條、第六十一條第一項、第六十二條、第六十三條、第六十四條第一項及び第七十六條中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第七十七條第一項及び第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「第五十二條第二項及び第三項」を「第五十二條第三項及び第四項」に改める。

第七十七條の二を削る。

第七十八條、第七十九條、第八十二條第二項、第八十三條、第八十三條の二、第八十八條の二及び第八十九條（見出しを含む。）中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第九十條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「第五十二條第二項及び第三項」を「第五十二條第三項及び第四項」に改める。

第九十條の二を削る。

第九十一條中「大蔵大臣は、第五十三條、第五十四條又は」を「大蔵大臣及び内閣総理大臣は第五十三條又は第五十四條の規定による処分をしたとき、内閣総理大臣は」に改める。

第九十一條の三の次に次の一條を加える。

（大蔵大臣への資料提出等）

第九十一條の四 大蔵大臣は、金融先物取引及び金融先物取引等の受託等に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、金融先物取引及び金融先物取引等の受託等に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、金融先物取引業者又は金融先物取引業協会に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第九十二條を次のように改める。

（権限の委任）

第九十二條 内閣総理大臣は、この法律による権限（次に掲げるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

一 第十四條の規定による設立の免許

二 第五十三條第一項（第三号を除く。）の規定による第十四條の設立の免許の取消し

2 金融監督庁長官は、次に掲げる権限を証券取引等監視委員会以下この条及び次条において「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融監督庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第五十二條の規定による権限（金融先物取引所に対するものにあつては金融先物取引の公正の確保に係る金融先物取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限るものとし、金融先物取引所の会員に対するものにあつては金融先物取引又はその受託の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

二 第七十七條の規定による権限（金融先物取引又は金融先物取引等の受託等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

三 第九十條の規定による権限（金融先物取

引又は金融先物取引等の受託等の公正の確保に係る金融先物取引業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限り、金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

4 委員会は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務については、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

6 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定による権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。第九十二条の二（第五十二條の二、第七十七條の二及び第九十條の二）を「前条第二項に、「前条第二項を「同条第四項」に改める。

第九十五條第三号中「第五十五條を「第五十五條第一項若しくは第二項」に改める。

第一百一条第二号中「第十七條第一項前段」を「第十七條第四項前段」に改める。

第一百四條第二号の二中「第十七條第二項後段」を「第十七條第四項後段」に改め、同条第四号中「第三十八條又は第三十九條を「第三十八條第一項又は第三十九條第一項」に改め、同条第七号中「第四十三條第一項」を「第四十三條第三項」に改める。

第二百二十條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「財務局長又は財務支局長の職員のうち、犯罪事件の調査を担当する者として、財務局長又は財務支局長が委員会の承認を得て」を「前項の規定により財務局長又は財務支局長が」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の

一項を加える。
財務局長又は財務支局長は、委員会の承認を得て、財務局長又は財務支局長の職員のうち、犯罪事件の調査を担当する者を指定するものとする。

（前払式証券の規制等に関する法律の一部改正）
第四十六條 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

本則（第十三條第八項及び第二十八條を除く。）中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第十三條第八項中「法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令・大蔵省令」に改める。
第二十三條第二項中「この章」の下に「及び次章を加える。

第二十七條の次に次の一条を加える。
（大蔵大臣への資料提出等）

第二十七條の二 大蔵大臣は、前払式証券に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、自家型発行者等又は協会に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

2 大蔵大臣は、前払式証券に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、自家型発行者等又は協会に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第二十八條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

附則第七條第三項第二号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）
第四十七條 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十九條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び大蔵大臣」に改め、同条第三項中「この法律による権限」を「前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限並びにこの法律による農林水産大臣及び通商産業大臣の権限について」、「地方支分部局の長」を「その一部を地方支分部局の長（当該金融監督庁長官に委任された権限にあっては、財務局長又は財務支局長）に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、第二章の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

第五十條の次に次の一条を加える。
（大蔵大臣への資料提出等）

第五十條の二 大蔵大臣は、商品投資販売業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）
第四十八條 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第九條第九号中「第四十九條第一項（外国証券業者に関する法律第十七條第一項において準用する場合を含む。）の」を「第五百六條の三第一項に規定する」に改める。

（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正）

第四十九條 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「主務大臣」の下に「主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては金融監督庁長官とし、」を加え、「都道府県知事」を「都道府県知事とする。」に改め、同条第三項中「主務大臣」の下に「（主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては、金融監督庁長官。第七條において同じ。）」を加える。

（特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正）
第五十條 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第七十二條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣、大蔵大臣」に改め、同条第三項中「この法律による権限」を「前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限及びこの法律による通商産業大臣の権限について」、「地方支分部局の長」を「その一部を地方支分部局の長（当該金融監督庁長官に委任された権限にあっては、財務局長又は財務支局長）に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

第七十二條の次に次の一条を加える。
（大蔵大臣への資料提出等）

第七十二條の二 大蔵大臣は、特定債権等譲受業及び小口債権販売業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。
（金融制度及び証券取引制度の改革のための関

係法律の整備等に関する法律の一部改正

第五十一条 金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条及び第二十七条中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第五十二条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(金融監督庁長官への権限の委任)

第四十五条の二 この法律による主務大臣の権限であつて、前条の規定により内閣総理大臣の権限とされるもの(政令で定めるものを除く)は、金融監督庁長官に委任する。

(不動産特定共同事業法の一部改正)

第五十三条 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項第一号中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「大蔵省令・建設省令」を「総理府令・大蔵省令・建設省令」に改め、同条第三項中「この法律による主務大臣の権限」を「前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限及びこの法律による建設大臣の権限について」、「地方支分部局の長」を「その一部を地方支分部局の長(当該金融監督庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長)に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く)を金融監督庁長官に委任する。

第四十九条の次に次の一条を加える。

(大蔵大臣への資料提出等)

第四十九条の二 大蔵大臣は、不動産特定共同

事業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(保険業法の一部改正)

第五十四条 保険業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

本則(第百六十六条第二項、第百九十条第十一項、第百九十二条第二項、第百九十五条から第百六十五条まで、第百六十九条第二項、第百七十条、第百九十一条第二項、第百九十二条第一項、第百九十二条及び第百九十三条を除く)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百六十六条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百九十条第十一項、第百九十二条第二項、第百九十五条から第百六十五条まで、第百六十九条第二項、第百七十条、第百九十一条第二項、第百九十二条第一項、第百九十二条及び第百九十三条を除く)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百六十六条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百九十条第十一項、第百九十二条第二項、第百九十五条から第百六十五条まで、第百六十九条第二項、第百七十条、第百九十一条第二項、第百九十二条第一項、第百九十二条及び第百九十三条を除く)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百六十六条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百九十条第十一項、第百九十二条第二項、第百九十五条から第百六十五条まで、第百六十九条第二項、第百七十条、第百九十一条第二項、第百九十二条第一項、第百九十二条及び第百九十三条を除く)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百六十六条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百九十条第十一項、第百九十二条第二項、第百九十五条から第百六十五条まで、第百六十九条第二項、第百七十条、第百九十一条第二項、第百九十二条第一項、第百九十二条及び第百九十三条を除く)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百六十六条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百九十条第十一項、第百九十二条第二項、第百九十五条から第百六十五条まで、第百六十九条第二項、第百七十条、第百九十一条第二項、第百九十二条第一項、第百九十二条及び第百九十三条を除く)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百六十六条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百九十条第十一項、第百九十二条第二項、第百九十五条から第百六十五条まで、第百六十九条第二項、第百七十条、第百九十一条第二項、第百九十二条第一項、第百九十二条及び第百九十三条を除く)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百六十六条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百九十条第十一項、第百九十二条第二項、第百九十五条から第百六十五条まで、第百六十九条第二項、第百七十条、第百九十一条第二項、第百九十二条第一項、第百九十二条及び第百九十三条を除く)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百六十六条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百九十条第十一項、第百九十二条第二項、第百九十五条から第百六十五条まで、第百六十九条第二項、第百七十条、第百九十一条第二項、第百九十二条第一項、第百九十二条及び第百九十三条を除く)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百六十六条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百九十条第十一項、第百九十二条第二項、第百九十五条から第百六十五条まで、第百六十九条第二項、第百七十条、第百九十一条第二項、第百九十二条第一項、第百九十二条及び第百九十三条を除く)中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

大臣又は大蔵大臣」に改める。

第三百一十一条の次に次の三条を加える。

(大蔵大臣への協議)

第三百一十一条の二 内閣総理大臣は、保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人に対し、次に掲げる処分をすることが保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第百三十二条、第百三十三条、第百四十一条、第百四十五条、第百三十一条、第百三十一条又は第百三十一条の規定による業務(外国保険会社等又は免許特定法人にあつては、日本における業務)の全部又は一部の停止の命令

二 第百三十三条、第百三十四条、第百五十二条、第百六条、第百三十一条又は第百三十一条の規定による第百三十一条、第百三十一条又は第百三十一条の規定による業務(外国保険会社等又は免許特定法人にあつては、日本における業務)の全部又は一部の停止の命令

三 第百四十一条の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分

四 内閣総理大臣は、その行おうとする第百六十七条第一項の認定又は第百六十八条第一項の付記に係る保険契約の移転等(第百六十条第五項第一号に規定する保険契約の移転等をいう)のために保険契約者保護基金による第百六十条第一項第一号の資金援助が行われたならば、利用可能な資金の状況が著しく悪化し保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

(大蔵大臣への通知)

第三百一十一条の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 第百三十一条、第百八十五条第一項又は第百二十九条第一項の規定による免許

二 第百六条第一項(第百六十条第五項第二号に規定する破綻保険会社に該当する保険会社その他の総理府令・大蔵省令で定める保険会社の株式の取得又は所有に係る場合に限る)第百三十九条第一項、第百四十二条、第百五十三条第一項、第百六十七條第一項、第百八条又は第百三十三條の規定による認可

三 第百三十一条第一項、第百三十一条若しくは第百二十八条第一項の規定による改善計画の提出の求め又は第百三十一条第二項、第百三十一条第二項若しくは第百三十一条第二項の規定による改善計画の変更の命令

四 第百三十二条、第百三十三条、第百四十一条、第百四十五条、第百三十一条、第百三十一条又は第百三十一条の規定による第百三十一条、第百三十一条又は第百三十一条の規定による業務(外国保険会社等又は免許特定法人にあつては、日本における業務)の全部又は一部の停止の命令

五 第百三十三条、第百三十四条、第百五十二条、第百六条、第百三十一条又は第百三十一条の規定による第百三十一条、第百三十一条又は第百三十一条の規定による業務(外国保険会社等又は免許特定法人にあつては、日本における業務)の全部又は一部の停止の命令

六 第百四十一条の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分

七 第百六十条第一項又は第百二十九条第一項の規定による承認

二 内閣総理大臣は、次に掲げる規定による届出(第一号に掲げる規定による届出にあつては、総理府令・大蔵省令で定める場合に係るものに限る)があつたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 第百二十七条(同条第五号に係る部分に限る)。

二 第百九条(同条第五号から第八号まで

蔵大臣に通知するものとする。

一 第百三十一条、第百八十五条第一項又は第百二十九条第一項の規定による免許

二 第百六条第一項(第百六十条第五項第二号に規定する破綻保険会社に該当する保険会社その他の総理府令・大蔵省令で定める保険会社の株式の取得又は所有に係る場合に限る)第百三十九条第一項、第百四十二条、第百五十三条第一項、第百六十七條第一項、第百八条又は第百三十三條の規定による認可

三 第百三十一条第一項、第百三十一条若しくは第百二十八条第一項の規定による改善計画の提出の求め又は第百三十一条第二項、第百三十一条第二項若しくは第百三十一条第二項の規定による改善計画の変更の命令

に係る部分に限る。

三 第二百三十四條(同條第四号から第七号までに係る部分に限る。)

(大蔵大臣への資料提出等)

第三百十一條の四 大蔵大臣は、保険業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、保険業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、保険会社、外国保険会社等、免許特定法人の総代理店(第二百九十九條第一項に規定する総代理店をいう)その他の関係者に對し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第三百十二條の見出しを「(総理府令・大蔵省令等への委任)」に改め、同条中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令(保険契約者保護基金及びその行う業務に係るものにあつては、大蔵省令)」に改める。

第三百十三條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く)を金融監督庁長官に委任する。

一 第三條第一項、第八十五條第一項又は

第二百九十九條第一項の規定による免許

二 第二百三十三條、第二百三十四條、第二百五

條、第二百六條、第二百三十一條又は第二

百三十二條の規定による第三條第一項、第

百八十五條第一項又は第二百九十九條第一

項の免許の取消し

三 第八十九條前段若しくは第二百二十二

條前段又は第二百三十七條(同條第二号に

係る部分に限る)若しくは第二百七十三條

(同條第二号に係る部分に限る。)の規定による告示

四 第三百十一條の三第一項(同項第一号及び第五号に係る部分に限る。)の規定による通知

第三百三十六條第三号中「第二百六十九條第二項」を「第二百六十七條第五項、第二百六十九條第二項」に改める。

附則第五條第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第三十八條第三項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

附則第六十一條に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧法第九十條第二項に規定する主務大臣は、内閣総理大臣とする。

附則第六十二條に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧法第八十九條第二項に規定する主務大臣は、内閣総理大臣とする。

附則第七十五條第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

附則第七十八條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる同條の規定により同條の書類を提出しなければならない先は、内閣総理大臣とする。

附則第七十九條中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

附則第八十三條に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる同條の規定により同條の事業の報告書を提出しなければならない先は、内閣総理大臣とする。

附則第七十七條中「大蔵大臣の免許及び新法第

百八十五條第一項の大蔵大臣」を「内閣総理大臣の免許及び新法第百八十五條第一項の内閣総理大臣」に改める。

附則第百十五條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、なおその効力を有するものとされる旧募集取締法第七條中「大蔵大臣」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。

附則第百十五條第二項に後段として次のように加える。

この場合において、なおその効力を有するものとされる旧募集取締法第七條の三各号列記以外の部分中「大蔵大臣」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。

附則第百十九條第一項及び第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同條第三項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

附則第百二十一條中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部改正)

第五十五條 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「附則第九條」を「附則第九條第一項」に改める。

第十五條第二項中「法務省」の下に、「金融監督庁」を加える。

(金融機関の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第五十六條 金融機関の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 罰則(第百九十五條—第二百一十條)」を「第五章の二 罰則(第百九十四條—第二百一十條)」に改める。

第六章 罰則(第百九十五條—第二百一十條)に改める。

第二條第五項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」

に改める。

第六十一條第四項を同條第五項とし、同條第三項を同條第四項とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣(労働金庫については、内閣総理大臣及び労働大臣。第百七十八條第二項において同じ)は、前項の規定により更生手続開始の申立てをすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなくてはならない。

第百七十八條第三項を同條第四項とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 第百六十一條第二項の規定は、内閣総理大臣が前項の規定によりする破産の申立てについて準用する。

第五章の二 雑則

(金融監督庁長官への権限の委任)

第百九十四條の二 内閣総理大臣は、この法律による権限(第百七十八條第一項の規定による破産の申立てを除く)を金融監督庁長官に委任する。

(農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部改正)

第五十七條 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律(平成八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第十條に次の一項を加える。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

第二十六條の見出しを「(主務大臣等)」に改め、同條中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同條に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

（日本銀行法の一部改正）

第五十八條 日本銀行法（平成九年法律第号）の一部を次のように改正する。

第三十七條第二項中「届け出を」を「届け出るとともに、金融監督庁長官に通知し」に改める。

第三十八條第一項中「金融機関の業務又は財産その他の状況に照らしを」を「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十七條の二の規定その他の法令の規定による内閣総理大臣との協議に基づき」に改め、「当該」の下に「協議に係る」を加える。

第四十四條第三項中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、金融監督庁設置法（平成九年法律第号）の施行の日から施行する。

（大蔵大臣等がした処分等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制業務に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に関する事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律又は日本銀行法（以下「旧担保附社債信託法」という。）の規定により大蔵大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制業務に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に関する事業

平成九年六月九日印刷

平成九年六月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D

の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律又は日本銀行法（以下「新担保附社債信託法」という。）の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対してなされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により内閣総理大臣その他の相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

（大蔵省令等に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

（自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 従前の大蔵省の自動車損害賠償責任保険審議会は、金融監督庁の自動車損害賠償責任保険審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に大蔵省の自動車損害

賠償責任保険審議会の委員である者は、この法律の施行の日、この法律による改正後の自動車損害賠償保障法第三十五條第一項又は第二項の規定により、金融監督庁の自動車損害賠償責任保険審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における大蔵省の自動車損害賠償責任保険審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。